

# 移動等円滑化促進方針・ バリアフリー基本構想作成に 関するガイドライン



令和8年4月

国土交通省 総合政策局 共生社会政策課



# 目次

---

## 【はじめに】

### I 移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想作成に関する内容

<b>第1章</b>	<b>移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想とは</b>	<b>1</b>
1-1	マスタープランの概要	1
1-2	マスタープランの目的と必要性	2
1-3	基本構想の概要	4
1-4	基本構想の目的と必要性	6
1-5	住民等の参加	9
1-6	マスタープランと基本構想の作成イメージ	10
<b>第2章</b>	<b>ガイドラインの概要</b>	<b>18</b>
2-1	ガイドラインの目的と位置づけ	18
2-2	ガイドラインの活用方法	19
<b>第3章</b>	<b>移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想作成にあたって</b>	<b>20</b>
3-1	マスタープラン及び基本構想の作成手順	20
3-2	庁内体制の構築	23
3-3	協議会の設置・運営	27
3-4	住民参加と意見の反映	32
3-5	民間事業者との調整	38
3-6	都道府県による市町村に対する支援について	40
3-7	マスタープラン・基本構想作成に係る助成制度	44

### II 移動等円滑化促進方針の作成

<b>第4章</b>	<b>移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の作成</b>	<b>49</b>
4-1	マスタープラン作成における全体的な留意点	49
4-2	マスタープランに明示すべき事項	53
4-3	移動等円滑化促進地区の設定	57
4-4	生活関連施設・生活関連経路の設定	61
4-5	心のバリアフリー	66
4-6	届出制度について	74
4-7	施設設置管理者からの情報提供について	79
4-8	情報アクセス・コミュニケーション	84
4-9	地域特性等に応じた施策	88
4-10	移動等円滑化の促進に関するその他の取組	94
<b>第5章</b>	<b>移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の評価・見直し</b>	<b>95</b>
5-1	マスタープランの事後評価	95
5-2	マスタープランの見直し	98

### Ⅲ バリアフリー基本構想の作成

<b>第6章</b>	<b>バリアフリー基本構想の作成</b>	103
6-1	基本構想作成における全体的な留意点	103
6-2	基本構想に明示すべき事項	107
6-3	重点整備地区の設定	111
6-4	生活関連施設・生活関連経路の設定	119
6-5	特定事業の実施	121
6-6	移動等円滑化のためのその他の事業	126
6-7	市街地再開発事業に関する移動等円滑化、駐車施設の整備に関する事項	127
6-8	心のバリアフリー	128
6-9	施設設置管理者間の連携	129
6-10	施設設置管理者からの情報提供について	130
6-11	情報アクセス・コミュニケーション	131
6-12	地域特性等に応じた施策	131
6-13	移動等円滑化に関するその他の取組	131
<b>第7章</b>	<b>バリアフリー基本構想の評価・見直し</b>	132
7-1	基本構想の進行管理と事後評価	132
7-2	基本構想の見直し	141
<b>第8章</b>	<b>特定事業計画の作成</b>	146
8-1	特定事業計画の作成体制と作成手順	146

#### マスタープラン及び基本構想の提出について

参考資料編は、以下のウェブサイトに掲載しています。

URL : [https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)

## 事例目次

NO.	事例の内容	事業主体	頁
1	マスタープランを作成し段階的に基本構想を作成している事例	福島県福島市	13
2	マスタープランを作成した後に基本構想を作成した事例	北海道長万部町	14
3	マスタープランと基本構想を一体的に作成した事例	大分県大分市	15
4	マスタープランと基本構想を一体的に作成した事例	兵庫県明石市	16
5	他の行政計画とマスタープラン・基本構想を一体的に作成した事例	福島県郡山市	17
6	都市部における庁内検討体制の構築例	東京都台東区	25
7	自治体内における教育訓練（人材育成）	兵庫県神戸市	26
8	福祉のまちづくり推進協議会を活用して基本構想を作成した事例	東京都町田市	31
9	住民組織の提案による簡素な基本構想（素案）の例	茨城県土浦市	35
10	住民組織の提案による基本構想（素案）の例	山梨県上野原市	35
11	住民組織の提案による基本構想作成の年次経過の例	奈良県上牧町	36
12	住民提案に対する市町村の充実した支援の例	神奈川県横浜市	37
13	都道府県による市町村への支援の事例（管内市町村の作成状況の提供）	奈良県、東京都	41
14	都道府県による市町村への支援の事例（財政的支援）	東京都、大阪府	42
15	都道府県による市町村への支援の事例（セミナーの開催）	奈良県	43
16	都道府県による市町村への支援の事例（ガイドラインの策定）	東京都	43
17	移動等円滑化促進地区の設定事例	富山県射水市	59
18	移動等円滑化促進地区の設定事例	福岡県飯塚市	59
19	移動等円滑化促進地区の設定事例	大阪府池田市	60
20	生活関連経路の設定事例	兵庫県明石市	64
21	「心のバリアフリー」に関する記載事例	岩手県遠野市	68
22	「心のバリアフリー」に関する記載事例	奈良県奈良市	69
23	「心のバリアフリー」に関する取組の記載事例	山口県宇部市	69
24	啓発・広報活動の事例	－	70
25	教育活動の事例	秋田県秋田市	71
26	ヘルプカードの事例	東京都	71
27	啓発・教育活動の事例	兵庫県明石市	72
28	障害者差別解消法における合理的配慮の記載例	東京都杉並区	73
29	マスタープランにおける届出制度の記載事例	三重県伊勢市	76
30	施設間連携（駅・公園・バスターミナルの連携）の事例	東京都江戸川区	76

NO.	事例の内容	事業主体	頁
31	施設間連携（駅・タクシー乗り場・バス停の連携）の事例	東京都江戸川区	77
32	施設間連携（鉄道駅における乗り継ぎの連携）の事例	京都府京都市	78
33	情報提供の事例（毎年の施設設置管理者からの情報提供の仕組み）	山口県宇部市	79
34	バリアフリーマップの事例	大阪府高槻市	81
35	マスタープラン作成過程でのまち歩き点検・バリアフリーマップ作成の事例	岩手県遠野市	81
36	施設情報等をデジタル化している事例	兵庫県神戸市	82
37	マスタープランにデジタル技術の活用を位置付けている事例	大阪府豊中市	82
38	コミュニケーション支援ボードの事例	東京都荒川区、 交通ITジャーナル財団	85
39	ソフト施策と一体化した取組事例（遠隔手話サービスの公共交通機関への導入）	鳥取県・JR 西日本	85
40	ソフト施策と一体化した取組事例	香川県難聴児（者） 親の会	86
41	情報保障の事例	東京都荒川区、文京 区、中野区	87
42	ハードと一体化した取組事例	—	87
43	観光地の事例	奈良県奈良市	89
44	積雪・寒冷地の事例	北海道滝川市	89
45	地方部の事例	岐阜県多治見市	90
46	都市部の連携事例	東京都荒川区 東京都台東区	90
47	商店街を対象とした事例	北海道札幌市	91
48	商店街を対象とした事例	東京都世田谷区	91
49	AI を活用したデマンド交通の実証事例	東京都杉並区	92
50	重点整備地区に鉄道駅を含まない事例	大阪府高槻市	92
51	村で初めて基本構想を作成した事例	福島県泉崎村	93
52	マスタープランの事後評価の事例	山口県宇部市	96
53	マスタープランの事後評価の事例	大阪府豊中市	97
54	マスタープランの見直しにより地区を追加した事例	東京都大田区	99
55	特定事業に関する公的支援措置を活用した事例	大阪府高槻市	105
56	重点整備地区の設定例	東京都小金井市	112
57	重点整備地区の設定例	大阪府吹田市・豊中市	113
58	重点整備地区の再設定例	京都府京都市	114
59	市町村の境界を越えて生活関連施設と経路を設定している事例	東京都足立区	115
60	重点整備地区の選定例	東京都荒川区	116
61	地域の実情に合わせて重点整備地区を選定している事例	和歌山県那智勝浦町	117
62	小規模な重点整備地区の事例	富山県黒部市	118

NO.	事例の内容	事業主体	頁
63	小規模な重点整備地区の事例	岡山県里庄町	118
64	生活関連施設及び生活関連経路の設定例	北海道滝川市	120
65	生活関連施設及び生活関連経路の設定例	北海道札幌市	120
66	特定事業に関する施設設置管理者との調整方法	東京都町田市	122
67	施設整備に向けて当事者参画を図っている事例	大阪府豊中市	125
68	駐車施設の設置に関する記載事項例	兵庫県神戸市	127
69	車椅子使用者用駐車施設の適正な利用の推進事例	埼玉県川口市	128
70	バリアフリー教室の開催事例	奈良県香芝市	128
71	進行管理体制の事例	千葉県市原市	133
72	基本構想作成時の協議会体制を管理段階に継続している事例	東京都北区	134
73	事業の進行管理の事例	大阪府高槻市	135
74	事後評価の事例	埼玉県さいたま市	136
75	施設見学会による事後評価を施設のバリアフリー化へ反映した事例	東京都北区	137
76	特定事業の定量的評価の事例	埼玉県さいたま市	138
77	特定事業等の進捗状況を分かりやすく公表している事例	東京都目黒区	139
78	基本構想の事後評価の事例	東京都町田市	140
79	市街化進展や施設の立地状況変化から重点整備地区を見直した事例	神奈川県川崎市	143
80	自治体の全体構想と地区別構想を見直した事例	東京都北区	144
81	進捗状況を把握して基本構想における記載内容の見直しを実施	兵庫県神戸市	145
82	特定事業計画書・特定事業計画完了報告書の記載例	静岡県静岡市	147
83	教育啓発特定事業計画書の記載例	—	148

## 【はじめに】

---

バリアフリー法<sup>※1</sup>において、市町村は、国が定める基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内的の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成するよう努めるものとされています。

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。この「面的・一体的なバリアフリー化」を図るため、移動等円滑化促進方針及び基本構想の活用が有効であり、各自治体において、これらの制度を活用した取組がより進展することが期待されています。

本ガイドラインは、移動等円滑化促進方針及び基本構想を新たに作成しようとする場合や、既に作成されている方針や構想を見直す際に活用していただくことを目的としたものです。この度、令和7年6月にとりまとめられた「主要課題の対応方針及びバリアフリー法に基づく基本方針における第4次目標について 最終とりまとめ」において示された、地域特性を踏まえたバリアフリーまちづくりを推進するための対応方針等を踏まえ、主に以下の観点で内容の見直し及び拡充を図り、令和8年4月にガイドラインを改訂しました。

- **地域特性を踏まえた移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に関する記載の追加**
- **他の行政計画等と連携した効果的・効率的な移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成に関する記載の追加**
- **移動等円滑化促進方針におけるスパイラルアップ<sup>※2</sup>の記載の追加**
- **上記の記載の追加に対応する事例の充実**

令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法<sup>※2</sup>に基づいて、事業者による障害のある人への「合理的配慮<sup>※3</sup>の提供」が義務化されるなど、引き続き共生社会の実現に向けてハード・ソフトの両面での幅広い取組が求められています。

これらを踏まえつつ、移動等円滑化促進方針及び基本構想を活用した各自治体の取組が進展するため、本ガイドラインが一助となることを願います。

※1 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）

※3 「合理的配慮」とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が必要としているとの意思が伝えられたときに負担が重すぎない範囲で対応することが求められるもの。

# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の概要

※令和2年法改正の内容について、赤字は令和2年6月19日施行  
青字は令和3年4月1日施行

## 1. 国が定める基本方針

- 移動等円滑化の意義及び目標
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- 移動等円滑化基本構想の指針
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 情報提供に関する事項
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項

## 2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

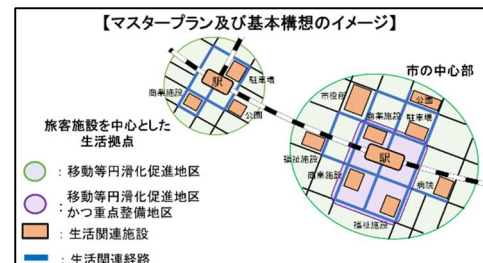
## 3. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席・車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者に対し、以下の事項を義務・努力義務化
  - ・ 旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
  - ・ 他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
  - ・ 旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
  - ・ ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）



## 4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・ マスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・ 基本構想には、ハード整備に関する特定事業と「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけ、関係者による取組を促進（マスタープランには具体的な事業の位置づけは不要）
- ・ 定期的な評価・見直しの努力義務



## 5. 当事者による評価

- 高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）



# I 移動等円滑化促進方針及び

## バリアフリー基本構想作成に関する内容

---



# 第1章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及びバリアフリー基本構想とは

## 1-1 マスタープランの概要

バリアフリー法では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

同法による**移動等円滑化促進方針（以下「マスタープラン」という。）**は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（移動等円滑化促進地区）において、**面的・一体的なバリアフリー化の方針**を市町村が示すもので、広く**バリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）**の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

なお、マスタープランにおいては、市域全体のバリアフリーに関する方針についても明確にした上で、当該方針を踏まえた移動等円滑化促進地区を設定することが望ましいです。



＜マスタープラン・基本構想のイメージ図＞

## 1-2 マスタープランの目的と必要性

地域における高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設について、一体的に移動等円滑化が図られていることが重要です。

このため、バリアフリー法に基づく基本構想制度により面的・一体的なバリアフリー化を推進してきたところです。

基本構想の作成にあたっての課題として、具体の事業に関する調整が難航すること等が挙げられていることから、**平成30年のバリアフリー法の改正**において、具体的な事業化の動きがない状況でも基本構想の前段として、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区（移動等円滑化促進地区）において、**バリアフリー化の方針を示すマスタープラン制度が創設**されました。

マスタープラン制度を活用してバリアフリー化の方針を示すことにより、広くバリアフリーの考え方が共有されるとともに、次に示す効果が期待され、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。また、外出機会の増大により、まちの活性化も期待されます。

さらに、**マスタープランを作成した後**も、関係者とバリアフリー化の状況等について継続的に確認し、必要に応じて**マスタープランの見直し**や**具体的な事業の調整が可能になった時点で、出来るだけ速やかに基本構想の作成に移行していくことが重要**です。

なお、「高齢者、障害者等」には、高齢者、障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者・発達障害者を含む全ての障害者）のみならず、妊産婦やけが人等が含まれます。

### ■ マスタープラン作成の効果

マスタープランの作成により、基本構想を作成していない市町村や基本構想を作成していない地区等で、道路や駅等の旅客施設、建築物等の具体的な施設の**バリアフリー化事業の調整が難しい段階**においても**バリアフリー化の重要性を打ち出すことが可能**です。また、基本構想作成済みの市町村においても、複数の重点整備地区を包括したエリアや、市域全体のバリアフリー化の方針を打ち出すことが重要です。

さらに、マスタープランを積極的に作成していくことにより、**関係者間の機運が醸成**され、**基本構想作成へのステップアップに繋げることも可能**です。

特に、市町村の基本計画や都市計画マスタープラン、地域福祉計画など、市町村が目指す方向性や戦略に合わせてマスタープランの作成を検討することで、多様な住民への福祉の増進に寄与するものとなったり、住民だけでなく多様な来訪者が訪れやすくなったりするなど、まちの活性化にも繋がります。

例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現に向けて、バリアフリーの整備を推進したり、「心のバリアフリー」を推進してきた「共生社会ホストタウン」と呼ばれる自治体や、SDGs（Sustainable Development

Goals) 未来都市を目指して、住み続けられるまちづくりの一環としてマスタープランを作成したりしている市町村もあり、それぞれの市町村が抱える様々な課題や戦略を、マスタープランの作成により実現していくことが可能となります。

なお、基本構想作成済みの地区においても、新たな事業の設定に至らない場合には、更なるバリアフリー化の促進に向けてマスタープラン制度を活用し、バリアフリー化の方針を再設定することもできます。

#### ○ 当事者のまちづくりへの参加

- ・マスタープラン又は基本構想を作成する場合には、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映するための措置を講ずることが必要とされているため、**当事者の参加によって誰もが暮らしやすいまちづくりが可能**となる。

#### ○ 事業に関する調整の容易化

- ・市町村が目指す一定のバリアフリー化の方向性を示すことで、複数の関係者間で認識が共有され、**事業者が事業化に向けた準備期間を設ける**ことができる。
- ・後述の届出制度を通じて事業者との調整が可能となるなど、**段階的な施設のバリアフリー整備が可能**となる。

#### ○ 届出制度による交通結節点における施設間連携の推進

- ・旅客施設と道路の境界等のバリアフリー化が連続して確保されていないために、結果として高齢者、障害者等が利用できない状態となっている場合があるため、旅客施設と道路の境界等において改修等を行う場合に事前に市町村に届け出てもらうことで、改修内容を変更する等の要請を行うことができるなど、**施設間の連携を図る**ことができる。

#### ○ バリアフリーマップの作成等の円滑化

- ・マスタープラン又は基本構想にバリアフリーマップの作成等について明記した場合、各施設管理者等は、バリアフリーの状況について、市町村の求めに応じて旅客施設及び道路については情報提供しなければならない旨、建築物、路外駐車場、公園については情報提供に努めなければならない旨を規定しており、**円滑な情報収集が可能**となる。

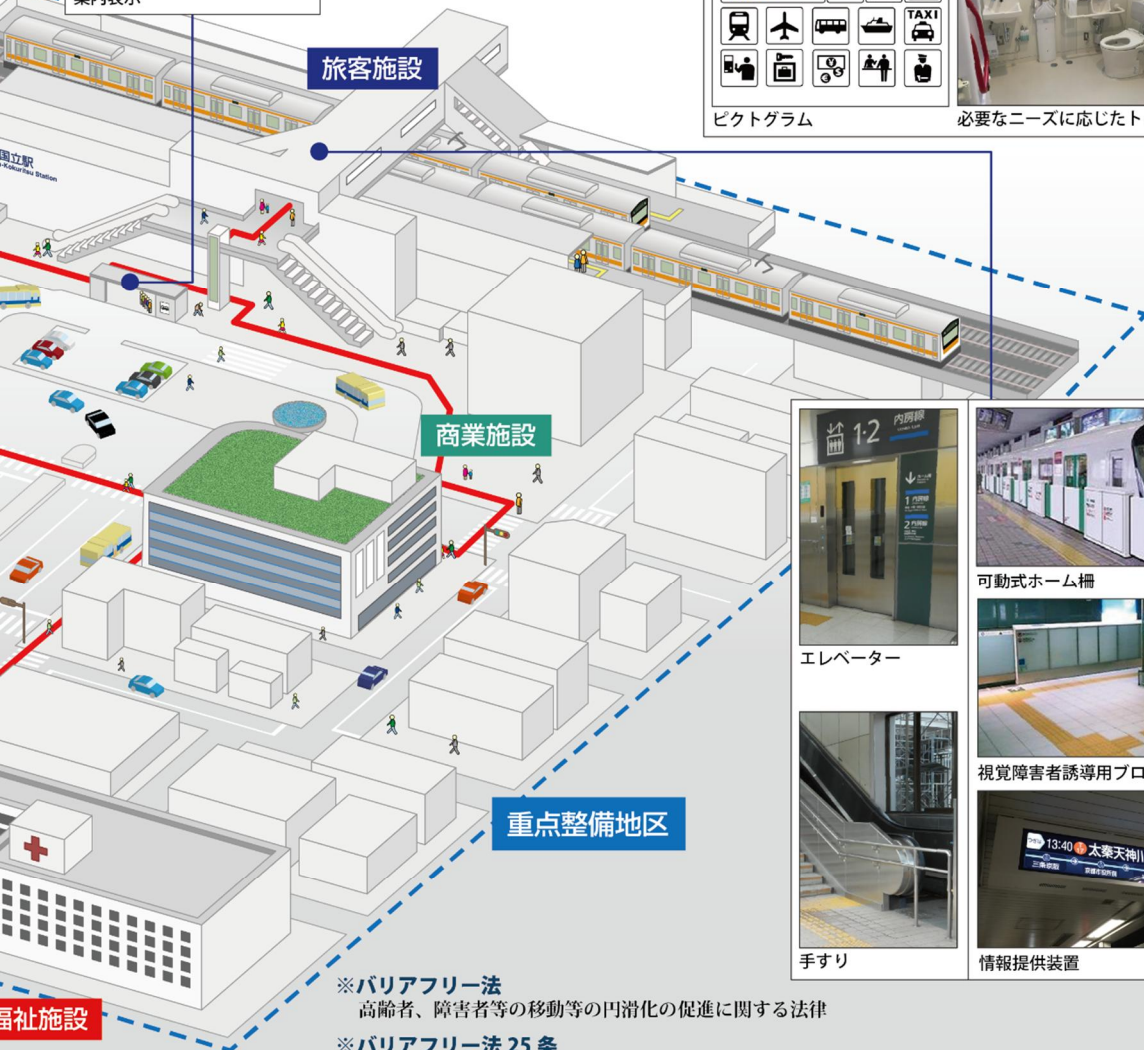
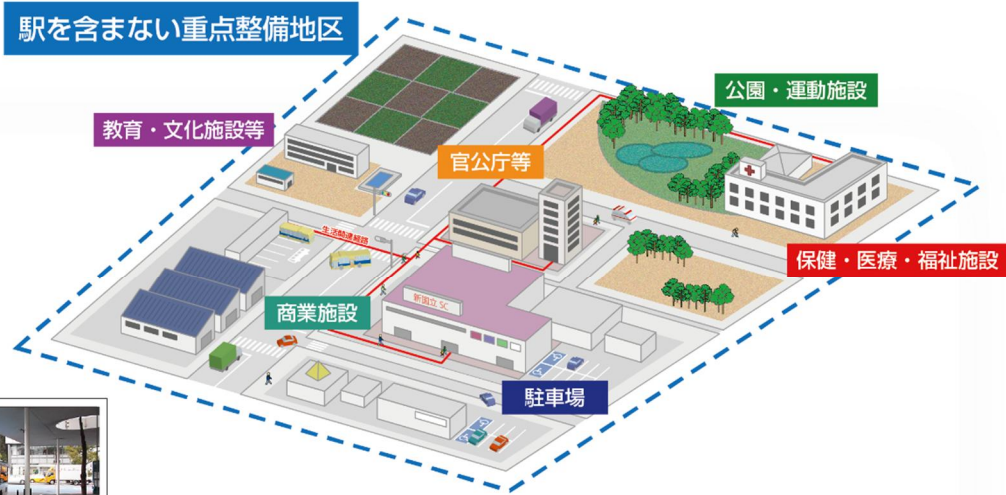
#### ○ 道路や公園等のバリアフリー化に関する交付金の重点配分

- ・防災・安全交付金における道路事業について、**鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープラン又は基本構想に位置づけられた地区は**重点配分の対象**となる。
- ・社会資本整備総合交付金等における市街地整備事業や都市公園・緑地等事業等において、**歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープラン又は基本構想に位置づけられた地区は**重点配分の対象**となる。(令和2年度以降)

### 1-3 基本構想の概要

バリアフリー法における基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、重点整備地区における移動の連続性の観点から「面的・一体的なバリアフリー化」を図ることをねらいとしたものです。





- ※バリアフリー法  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ※バリアフリー法25条  
市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができる

## 1-4 基本構想の目的と必要性

新設・新築を行う一定の施設等には、移動等円滑化基準への適合義務が課せられており、バリアフリー化が図られます。一方、基準への適合義務が課されない既存の施設等は、基本構想に特定事業として定めることで、特定事業を実施する者に特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施義務が課せられ、バリアフリー化を図ることができます。また、施設の境界等でバリアフリー整備が不連続にならないよう、協議会等により施設管理者相互の連携・調整を行い、面的・一体的なバリアフリー化を図ることができます。

このように、基本構想は**既存の施設等のバリアフリー化**と、**相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設等多様な施設（生活関連施設）を結ぶ経路の面的・一体的なバリアフリー化を図ることを目的とするものです。**

**面的なバリアフリー化を図ることにより、高齢者や障害者等が移動**する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。また、外出機会の増大により、まちの活性化も期待されます。

なお、基本構想を作成し、**特定事業が完了した後であっても**（場合によっては、特定事業の実施途中であっても）、**作成当時には想定していなかった課題**（新しい福祉施設が重点整備地区内に移転してきた、バリアフリールート of 2ルート目の確保が必要になった等）**が発見された場合は基本構想を見直し、継続的に改善を図っていくことが重要**です。

### ■ 基本構想作成の効果

基本構想もマスタープランと同様に市町村が目指す方向性や戦略に合わせて作成を検討することで、市町村が抱える様々な課題を解決し、戦略を実現していくことが可能です。

なお、基本構想の作成により、具体の事業化を進めていくことができ、それに合わせて地方債特例や補助金等の優遇措置を受けることができます。

#### ○ 当事者のまちづくりへの参加

- ・マスタープラン又は基本構想を作成する場合には、地域住民である高齢者、障害者等の意見を反映するための措置を講ずることが必要とされているため、**当事者の参画によって誰もが暮らしやすいまちづくりが可能**となる。

#### ○ 既存施設も含めたバリアフリー整備の推進

- ・特定事業を設定することにより、**既存施設についてもバリアフリー整備の義務化の対象となり、バリアフリー化を推進することが可能**となる。

#### ○ バリアフリーマップ作成等の円滑化

- ・マスタープランと同様の情報提供制度を規定しており、**円滑な情報収集が可能**となる（P.3「バリアフリーマップの作成等の円滑化」参照）。

### ○ 公共交通特定事業計画に係る地方債の特例

- ・旅客施設におけるバリアフリー整備について、**基本構想に即して実施する公共交通特定事業で国庫補助金の交付対象となるもの**（地方財政法第5条第5号に規定する公共施設等の建設事業に限る。）**に関する助成を行う場合に**、当該助成に要する経費が地方財政法第5条に該当しない場合（公共的団体等に該当しない団体に対する助成）であっても、**地方債の対象経費とすることができる。**

### ○ 公共施設等適正管理推進事業債（ユニバーサルデザイン化事業）の活用

- ・基本構想に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業等については、一定の要件のもと、**公共施設等適正管理推進事業債におけるユニバーサルデザイン化事業の対象**となる。（充当率：90%、交付税措置率：30%（財政力に応じて最大50%まで引上げ））

#### 対象事業

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー改修事業や、その他の公共施設等のユニバーサルデザイン化のための改修事業

バリアフリー改修の例・・・バリアフリースイッチ等の整備、出入口の段差解消、エレベーターの整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備 等

その他のユニバーサルデザイン改修の例・・・授乳室や託児室の整備、多言語による案内を行うための【事業イメージ】

施設整備、観光施設等における洋式トイレの整備 等



デジタルサイネージの整備

事業費：数十万円から数百万円（1台）



バリアフリースイッチの整備

事業費：400万円程度



出入口の段差解消

事業費：30万円程度

### ○ 道路、公園等及び鉄道駅のバリアフリー化に関する交付金・補助金の重点配分

- ・防災・安全交付金における道路事業について、**鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープラン又は基本構想に位置づけられた地区は、**重点配分の対象**となる。
- ・社会資本整備総合交付金等における市街地整備事業や都市公園・緑地等事業等において、**歩行空間の整備や公園施設のユニバーサルデザイン化**を図る場合、マスタープラン又は基本構想に位置づけられた地区は、**重点配分の対象**となる。（令和2年度以降）
- ・**鉄道駅のバリアフリー化の整備**に関する補助制度について、基本構想に位置づけられた鉄道駅の事業は、補助金の**重点配分の対象**となる。

## 駅前広場の整備



歩道の高さまで路面を持ち上げたり、乗降場所から歩道までスロープでつないだりすることによって、車いす使用者や高齢者等がバスやタクシー等を利用する際に乗降しやすい環境を整備します。

駅前広場の整備により、連続性のある快適な移動空間を提供することができます。

## エレベーターの整備



エレベーターの設置により、車いす使用者や高齢者等の上下移動が確保されます。

駅舎等の移動の際の家族や介助者の負担軽減をはじめ、自由な外出機会の創出につながります。

## 歩道の整備



視覚障害者誘導用ブロックの敷設や幅広に舗装された歩道等は、視覚障害者や車いす使用者等の安心・安全な歩行環境を提供できます。

障害者等への歩行環境の整備効果だけでなく、歩道から店舗への出入が容易になり、地域の商店等の活性化にも期待できます。

## バス停の整備



単にバス停を設置するのではなく、視覚障害者等でも快適に利用できるように、視覚障害者誘導用ブロックの敷設やベンチ、屋根といった関連設備も同時に整備することにより、障害者等の外出への心理的負担の軽減、外出機会の増加につながります。

「地域公共交通計画」や「福祉のまちづくり条例」等のみであっても、法の移動等円滑化基準（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令等）に基づいて、バリアフリー化は進みますが、重点整備地区を定め、既存の施設を含めて面的・一体的なバリアフリー化を図る観点からも、基本構想制度の活用が求められます。

## 1-5 住民等の参加

まちのバリアフリー整備にあたっては、高齢者や障害者等の住民参加を図り、住民等の意向を反映することが重要です。まちの課題や問題の所在については、既に住民等が把握している可能性もあるため、**自治体は住民等が把握している情報を確認したり、住民参加のもとでまち歩き点検等を実施したりするなど、まずは地域のバリアフリー状況を知ることから始めます。**その結果、面的・一体的なバリアフリー化がされていない場合は、着実に整備を進める上でマスタープランや基本構想を作成することは非常に効果的です。

マスタープランや基本構想の素案は多くの場合、自治体が作成していますが、住民提案制度<sup>\*</sup>を活用した住民発意によるマスタープラン及び基本構想の作成も可能です。住民等はまち歩き点検や、バリアフリーについての話し合いの結果から、マスタープランにおける移動等円滑化の促進のために必要な事項の提案や、基本構想において設定することとなるバリアフリー化すべき特定施設や特定経路について、どこに課題があるかを整理し、**自治体に対してマスタープランや基本構想の作成を提案することができます。**

<sup>\*</sup>バリアフリー法第24条の5及び第27条に基づき市町村に対してマスタープラン及び基本構想の作成や変更をすることを提案することができる。

### 住民参加の取り組み



## 1-6 マスタープランと基本構想の作成イメージ

基本構想の作成に向けた関係事業者間との調整が困難な段階においては、マスタープランの作成から着手することが考えられます。マスタープランの作成にあたっては、移動等円滑化促進地区における方針に併せて、**市全体の方針**を示すことが重要です。また、マスタープランの作成により、移動等円滑化促進地区において駅等の改修をする場合に事業者等から届出を受ける制度の活用等を通じて、事業者間の調整を行うきっかけとなります。

こうした事業者とのやりとりを通じて、**具体の事業に関する調整の目途が立った段階においては、基本構想の作成へ移行**して具体の事業を推進しましょう。

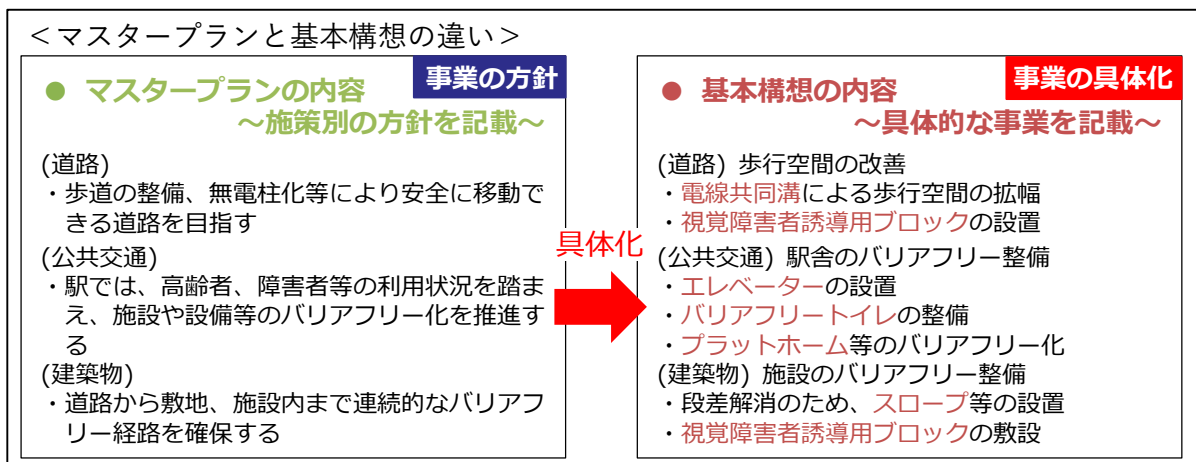
このように、**マスタープランの作成を契機として**、事業化に向けた施設設置管理者との調整を継続的に実施することが重要であり、**特定事業として具体の事業を推進することが可能な基本構想の作成へ積極的に繋げていくことが重要**です。

また、関係する事業者間の調整が可能である場合には、従前どおりマスタープランの作成によらず基本構想へ着手することもできますが、**あらかじめ移動等円滑化促進地区が示されていることにより、当該地区を円滑に重点整備地区として設定することが可能**になるため、**マスタープランを先行して作成しておくことが有効**です。なお、基本構想の作成にあたっては、移動等円滑化促進方針を残したまま、そこに重ねて重点整備地区を設定することや、移動等円滑化促進地区の一部のみを重点整備地区とすることが可能であるため、地域の実情に合わせた設定をしましょう。

**バリアフリー化の全体的な方針を示すマスタープランと具体的な事業を位置付ける基本構想の違い**を踏まえ、既に基本構想を作成している自治体においても、市域全体のバリアフリー化を推進するため、積極的にマスタープランの作成を検討することが重要です。

また、**計画作成に係る事務負担を軽減するため、他の行政計画**（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通計画等）の**作成・見直しにあわせて基本構想等を一体的に作成・見直す**ことも考えられます。その他、**マスタープランと基本構想を一体的に作成**することや、**作成済みの基本構想の見直しとあわせてマスタープランの作成**など、市町村の計画作成の状況に応じて柔軟に対応することが考えられます。

次頁より、「基本構想未作成の市町村」と「基本構想作成済みの市町村」の各場合において想定されるマスタープラン及び基本構想の作成方針について例示します。

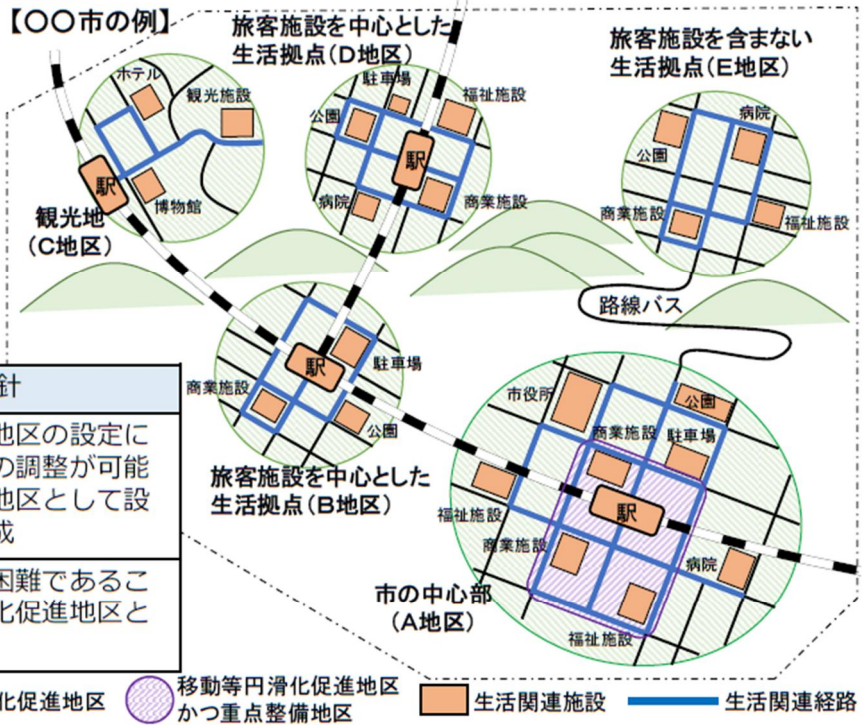


## <基本構想未作成の市町村の場合>

### 移動等円滑化促進方針等作成

- ・移動等円滑化促進方針において、**移動等円滑化促進地区を指定**し、当該地区のバリアフリーの方針を設定。  
(併せて**市全体の方針を設定**することが望ましい)
- ・加えて、**具体事業の調整が可能な地区**においては、**重点整備地区**として基本構想作成

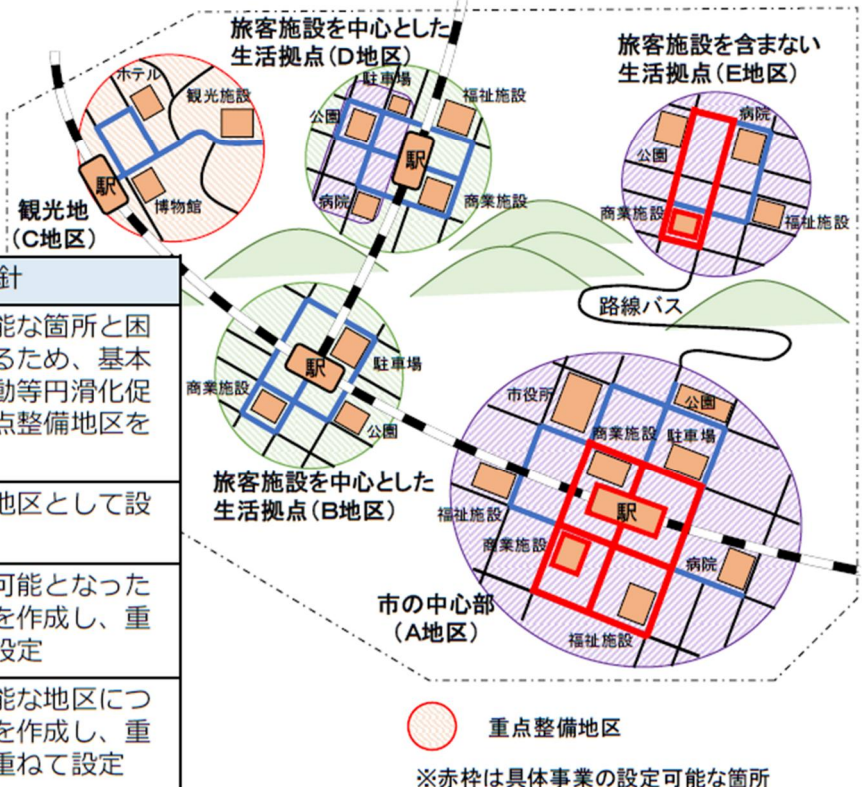
地区	作成方針
A	移動等円滑化促進地区の設定に加えて、具体事業の調整が可能な地区は重点整備地区として設定し、基本構想作成
B, C, D, E	具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進地区として設定



### 評価・見直し後

- ・**事業の設定が可能となった**ところから基本構想作成  
事業化が可能なところと困難なところが混在する場合には、移動等円滑化促進方針と基本構想を同一地区で作成することも可能

地区	作成方針
A, E	具体事業の設定可能な箇所と困難な箇所が混在するため、基本構想を作成し、移動等円滑化促進地区に重ねて重点整備地区を設定
B	引き続き重点整備地区として設定
C	具体事業の設定が可能となったことから基本構想を作成し、重点整備地区として設定
D	具体事業の設定可能な地区については、基本構想を作成し、重点整備地区として重ねて設定



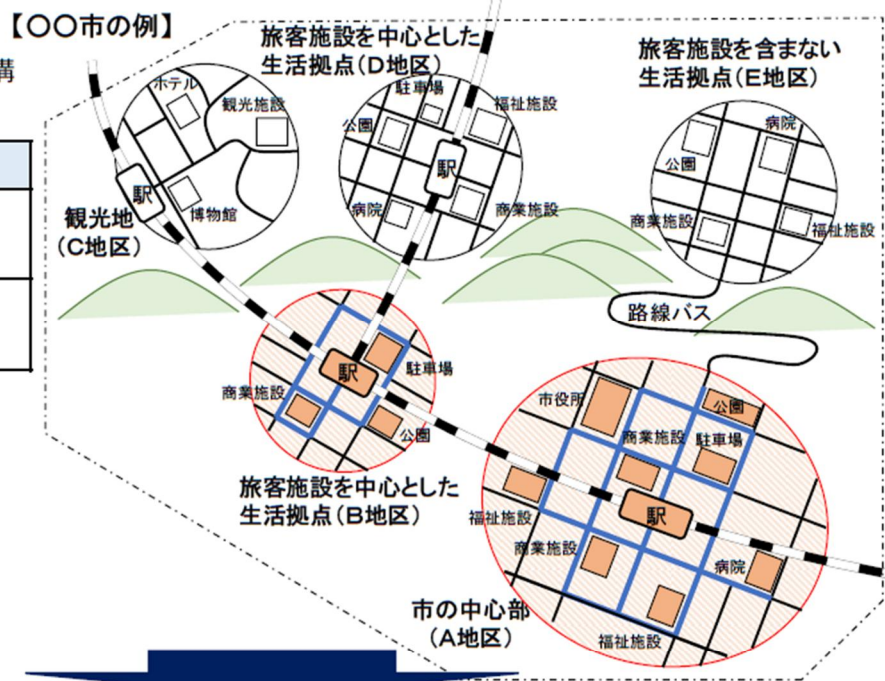
## <基本構想作成済の市町村の場合>

### 現状

・大規模駅を中心に基本構想を作成済

地区	現状
A,B	基本構想作成済
C,D,E	基本構想未作成

- 市境
- 重点整備地区
- 生活関連施設
- 生活関連経路

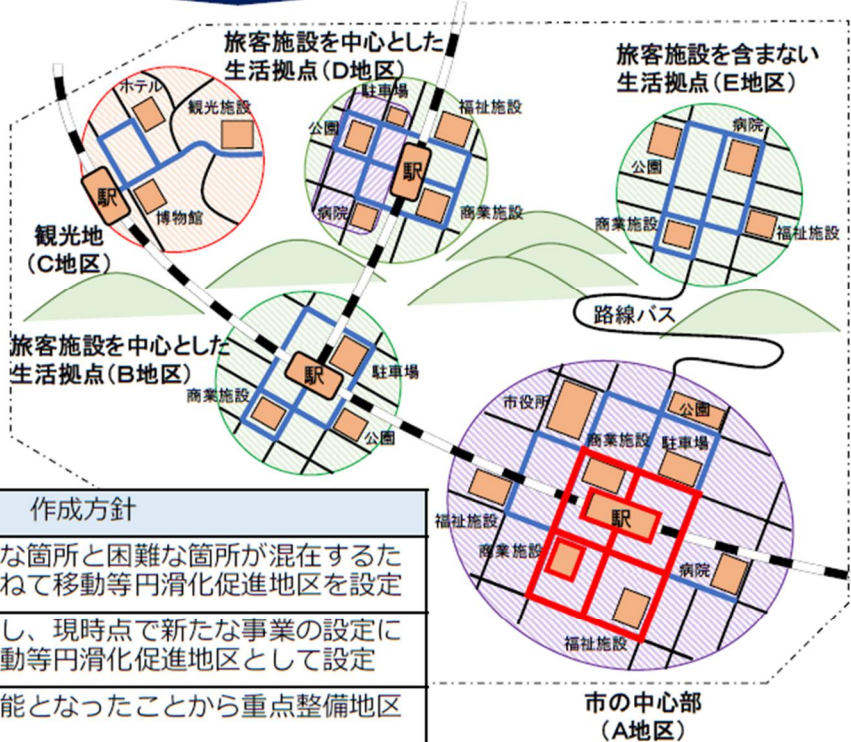


### 評価・見直し後

・基本構想未作成の地区を中心に移動等円滑化促進地区を**指定**し、当該地区のバリアフリーの方針を設定。  
(併せて**市全体の方針を設定**することが望ましい)

・**具体事業の調整が可能な地区**においては、**重点整備地区**として基本構想作成

・基本構想作成済の地区においても見直しに際して具体の事業が調整可能かどうかにより移動等円滑化促進地区、重点整備地区を設定



地区	作成方針
A	具体事業の設定可能な箇所と困難な箇所が混在するため重点整備地区に重ねて移動等円滑化促進地区を設定
B	事業がいったん終了し、現時点で新たな事業の設定に至らないことから移動等円滑化促進地区として設定
C	具体事業の設定が可能となったことから重点整備地区として設定
D	移動等円滑化促進地区の設定に加えて、具体事業の調整が可能な地区は重点整備地区として設定し、基本構想作成
E	具体事業の調整が困難であることから移動等円滑化促進地区として設定

○ 移動等円滑化促進地区

■ 移動等円滑化促進地区かつ重点整備地区

※赤枠は具体事業の設定可能な箇所

福島市では、令和3年6月に作成したマスタープランで6地区の移動等円滑化促進地区を設定し、人口や各施設の集積度合い、観光客入込数等の状況より優先順位を決め、基本構想の作成を順次進めています。(令和8年3月時点では3地区作成)

先にマスタープランを作成し、地区の大枠を決定して方針を示したことで、基本構想を作成する際に地区の選定から始めなくてよいため、計画作成の効率化に繋がっています。

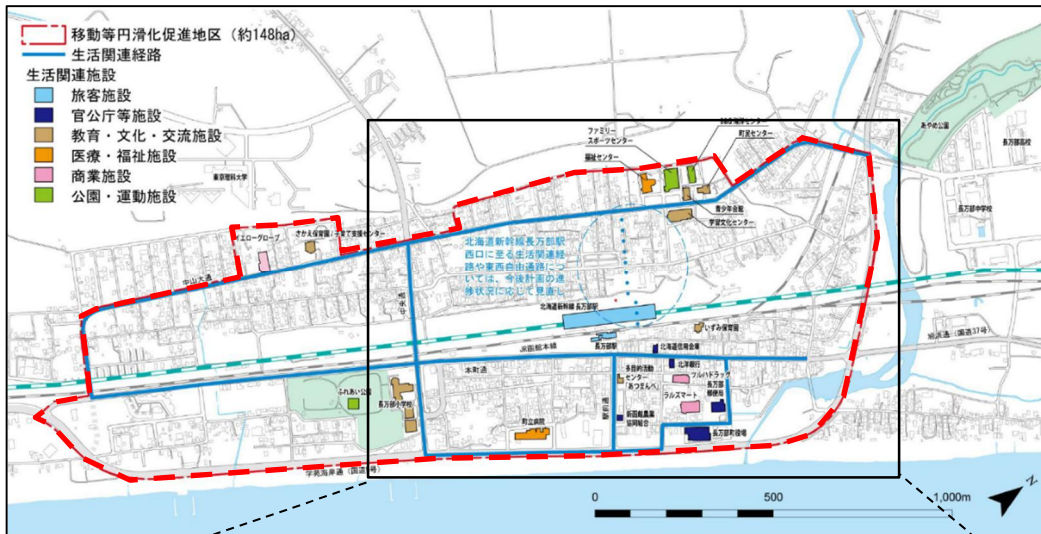


<移動等円滑化促進地区の位置>

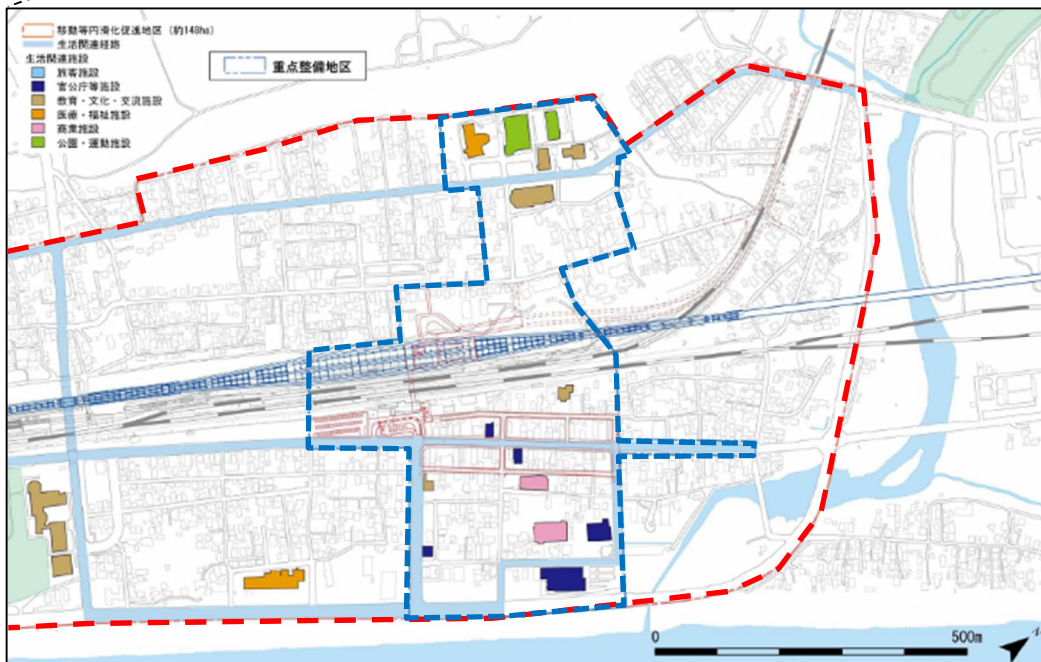
マスタープランを作成した後に基本構想を作成した事例 <北海道長万部町>

長万部町では、今後開業が予定されている北海道新幹線の新駅が設置されることを契機に、都市計画マスタープランや立地適正化計画等で示すまちづくりの方向性と整合を図りながら、令和3年3月にマスタープランを策定しました。

マスタープランでバリアフリー化の方針を定めて準備期間を設けつつ、令和6年12月に作成した基本構想では、移動等円滑化促進地区のうち、長万部駅を中心として、公共施設の集積が高く、また、新幹線開業に向け、東西駅前広場やアクセス道路整備など様々な事業が連動して実施される予定の地区を重点整備地区に設定しました。



<移動等円滑化促進地区の位置・区域>



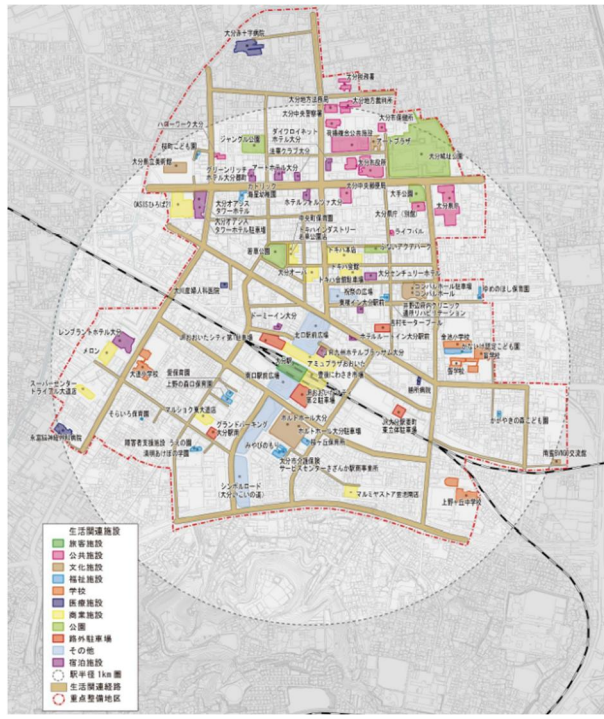
<重点整備地区の位置・区域>

マスタープランと基本構想を一体的に作成した事例 <大分県大分市>

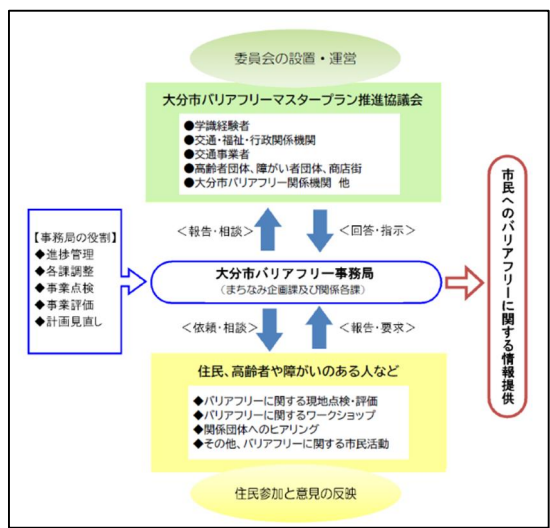
大分市では、平成16年3月及び平成26年3月にバリアフリー基本構想を作成し、1地区を重点整備地区に設定していました。その後、バリアフリー法が改正されたことや共生社会ホストタウンとして認定を受けたこと等を踏まえ、旧基本構想をもとに令和2年4月にマスタープランと基本構想を同時作成し、5年後の令和7年4月に改定を行っています。

マスタープランでは4地区を移動等円滑化促進地区とし、駅の利用者数や地区整備の優位性、緊急性、有効性等を考慮して、そのうち2地区を重点整備地区に設定しています。

協議会の継続的な開催により、障害当事者をはじめとした住民等の意見の反映を促進しながら、マスタープランや基本構想に基づく取組の進捗確認や整備事業の検証・評価を行い、スパイラルアップを図っています。



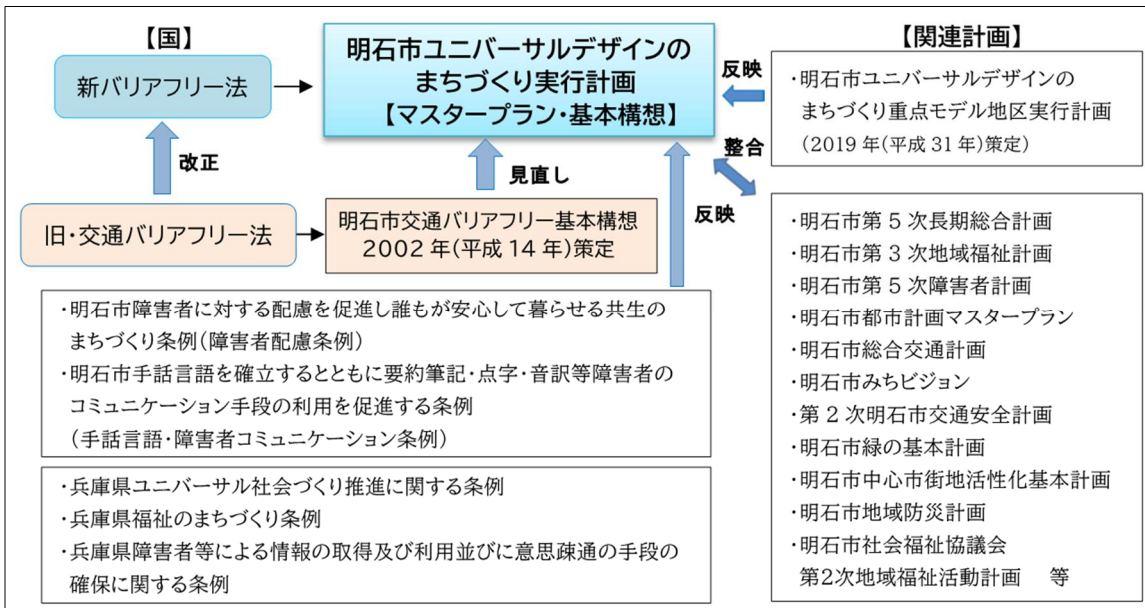
<重点整備地区の位置・区域>



<検討体制のイメージ>

マスタープランと基本構想を一体的に作成した事例 <兵庫県明石市>

明石市では、既存の基本構想の見直しに際して、市域全体の面的・一体的なバリアフリー化の可能性を確認し、新たにマスタープランを策定しました。マスタープランでは、策定済みの基本構想で重点整備地区等として位置づけていた地区に加え、地域発案があった地区等を追加し、計 12 地区の移動等円滑化促進地区を設定しています。移動等円滑化促進地区毎のまちづくりの進捗状況や核となる駅等のハード整備事業の実施見込みを踏まえ、見込みが立った地区から順次基本構想の作成に着手しており、一体的な計画とする予定です。



計画の構成 (関係法令・計画等との関係)



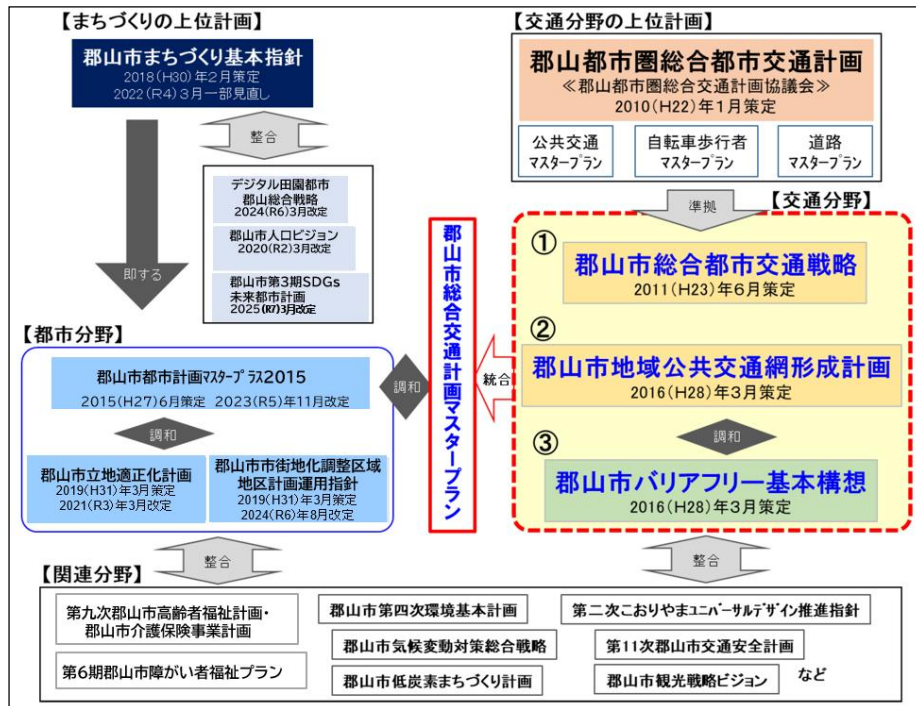
移動等円滑化促進地区の位置・区域



地区ごとの基本構想策定スケジュール

郡山市では、これまで別々に作成していた「総合都市交通戦略」「地域公共交通網形成計画」「バリアフリー基本構想」について、検討事項や検討体制が類似していたことから、検討の合理化のため双方の計画相互間の連携を行うとともに、検討体制を一本化し、統合した「郡山市総合交通計画マスタープラン」を策定しました。

庁内の関係部局、庁外の関係団体、外部組織と調整に要する協議会等を1つの協議会にまとめることができたため、作業の効率化が図られたほか、各種計画の統合により、一体的に進行管理が行えるため運用の効率化に繋がっています。



<計画の位置づけ>

<郡山市総合交通計画マスタープランの構成>

- 第1章 現状と課題
- 第2章 本市の都市づくりの方向性
- 第3章 総合交通計画マスタープランの基本的な方針及び目標等
- 第4章 目標実現に向けた交通施策及び施策別のプロジェクト
- 第5章 バリアフリー化の推進に関して
  - 5-2 移動等円滑化促進方針(バリアフリーマスタープラン)
  - 5-3 移動等円滑化基本構想(バリアフリー基本構想)
- 第6章 計画の評価方法と進行管理

## 第2章 ガイドラインの概要

### 2-1 ガイドラインの目的と位置づけ

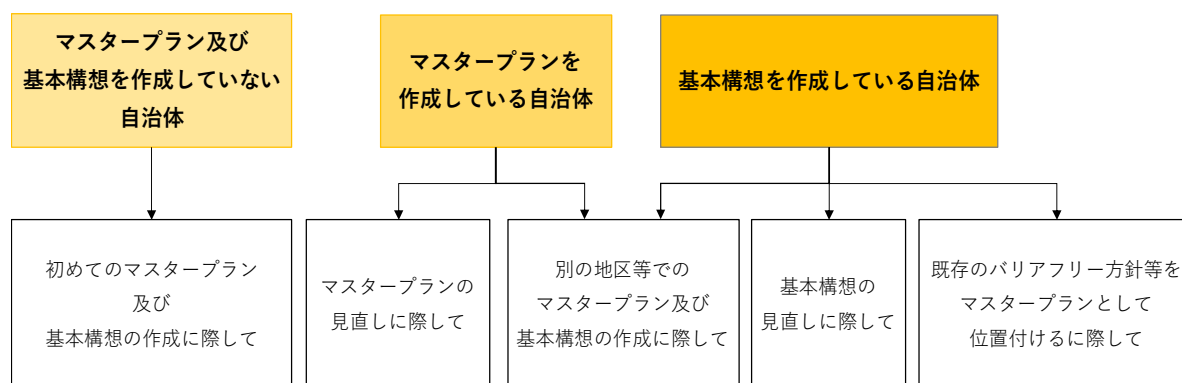
#### ■ ガイドラインの目的

全国でマスタープラン・基本構想を作成していない市町村はまだ多く、今後も積極的にマスタープラン及び基本構想の作成を推進していく必要があります。

また、作成済みの基本構想のうち、旧交通バリアフリー法に基づく基本構想を含めて、作成されてから見直しが行われていないものも多く、現在の実態に合わせた基本構想の見直しや、その前段としてマスタープランを作成することが求められます。

さらに、作成済みの基本構想において、マスタープラン制度に類似するバリアフリー方針の作成や促進地区の設定等に市町村が独自に取り組んだ事例も多くあり、令和2年5月改正のバリアフリー法に規定されたマスタープラン制度として位置づけることによって、届出制度等の新たな制度の活用が可能となります。

本ガイドラインは、自治体における基本構想の有無に応じて、以下の場面における活用を目的としています。



#### ■ ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、市町村が作成するマスタープラン及び基本構想について、関係事業者との調整や住民参加による検討を含む各種作業を円滑に進めるための体制、マスタープラン及び基本構想で明確に記述すべき事項、その他留意点等を示したものです。

なお、**本ガイドラインは、マスタープラン及び基本構想の作成・見直しにあたり活用することを想定**しているものであり、旅客施設、車両、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等の移動等円滑化基準の技術的な基準に係る具体的な解説は行っていません。移動等円滑化基準の解説に関しては、各基準及びガイドラインを参照してください。

## 2-2 ガイドラインの活用方法

### 活用方法1：マスタープラン・基本構想作成に際して

マスタープラン及び基本構想を作成する上で必要となる、住民参加や関係者調整のための協議会運営、基本構想における特定事業計画の作成方法等の各種作業のノウハウや、既存の基本構想の事例を紹介し、**これからマスタープランや基本構想を作成する際の手引き**として活用できます。

### 活用方法2：マスタープラン・基本構想の見直しに際して

マスタープラン及び基本構想について、バリアフリー法において概ね5年ごとにバリアフリー化の状況について評価を行い、必要があると認めるときは見直し等を行う旨を規定しています。本ガイドラインには、バリアフリーに関する市町村の基本方針や、協議会の運営、生活関連施設及び生活関連経路の設定、スパイラルアップの検討等、マスタープランや基本構想を作成する為の各種事例を掲載しているため、**マスタープラン及び基本構想の新規作成だけでなく、これらの見直しの際にも活用**できます。

### 活用方法3：基本構想作成後の事業実施段階に際して

基本構想における特定事業計画の進行確認や事後評価を実施する際の留意事項、先進的な取組事例を掲載しており、**実務担当者が基本構想を作成・運用する際**に活用できます。

### 活用方法4：自治体担当者の引継ぎに際して

参考資料編では、障害等特性や関連法等について掲載しており、**自治体担当者の理解向上の一助**として活用できます。

### 活用方法5：関係者間の認識共有・機運醸成に際して

マスタープラン及び基本構想を策定する自治体の担当者だけでなく、**マスタープラン及び基本構想の作成に関わる関係者にも役立ち、共通の方向性を持ってマスタープラン及び基本構想を作成**することができます。

## 第3章 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）及び基本構想作成にあたって

### 3-1 マスタープラン及び基本構想の作成手順

マスタープラン及び基本構想の作成体制としては、作成担当部局のほか、庁内検討組織、協議会が想定されます。また、マスタープラン作成の際の庁内検討組織や協議会は、その後の基本構想の作成の際に活用することもできます。



#### Point

- ☞ マスタープラン及び基本構想を作成する上で、「まちのバリアフリー化に対して庁内全体で作成体制を築くこと」、「協議会を設置して多様な参加者と議論すること」が最も大切です。
- ☞ バリアフリー整備を円滑に実施するためには、庁内の意思疎通や行政、住民等（高齢者、障害者等）、施設管理者等が協力しあってバリアフリーの計画を検討していく必要があります。

#### ■ 作成の手順

マスタープランや基本構想を作成する手順としては、「着手段階」、「作成段階」、「管理段階」の3段階があります（次頁参照）。

次頁の図は、マスタープランや基本構想の評価・見直し等、段階的・継続的な移動等円滑化の取組を推進するための「管理段階」も含めて、マスタープランから基本構想への移行、管理段階から見直しに至る手順を概念的に示したものであり、この手順を念頭にマスタープランや基本構想の作成・見直しを実施することが重要です。

#### ■ 庁内検討組織と協議会の役割

庁内検討組織の役割は、マスタープランや基本構想の素案・原案、協議会の議事・進め方等、作成担当部局が検討した内容について、庁内で調整・意思決定をすることです。また、協議会は事業者をはじめ高齢者・障害者、学識経験者等の多様な方の参画を得て、議論の透明性を確保するためにも極めて重要な役割を担うこととなります。

マスタープラン及び基本構想の作成は、これらの体制を十分に活用することが重要です。（P.22 参照）

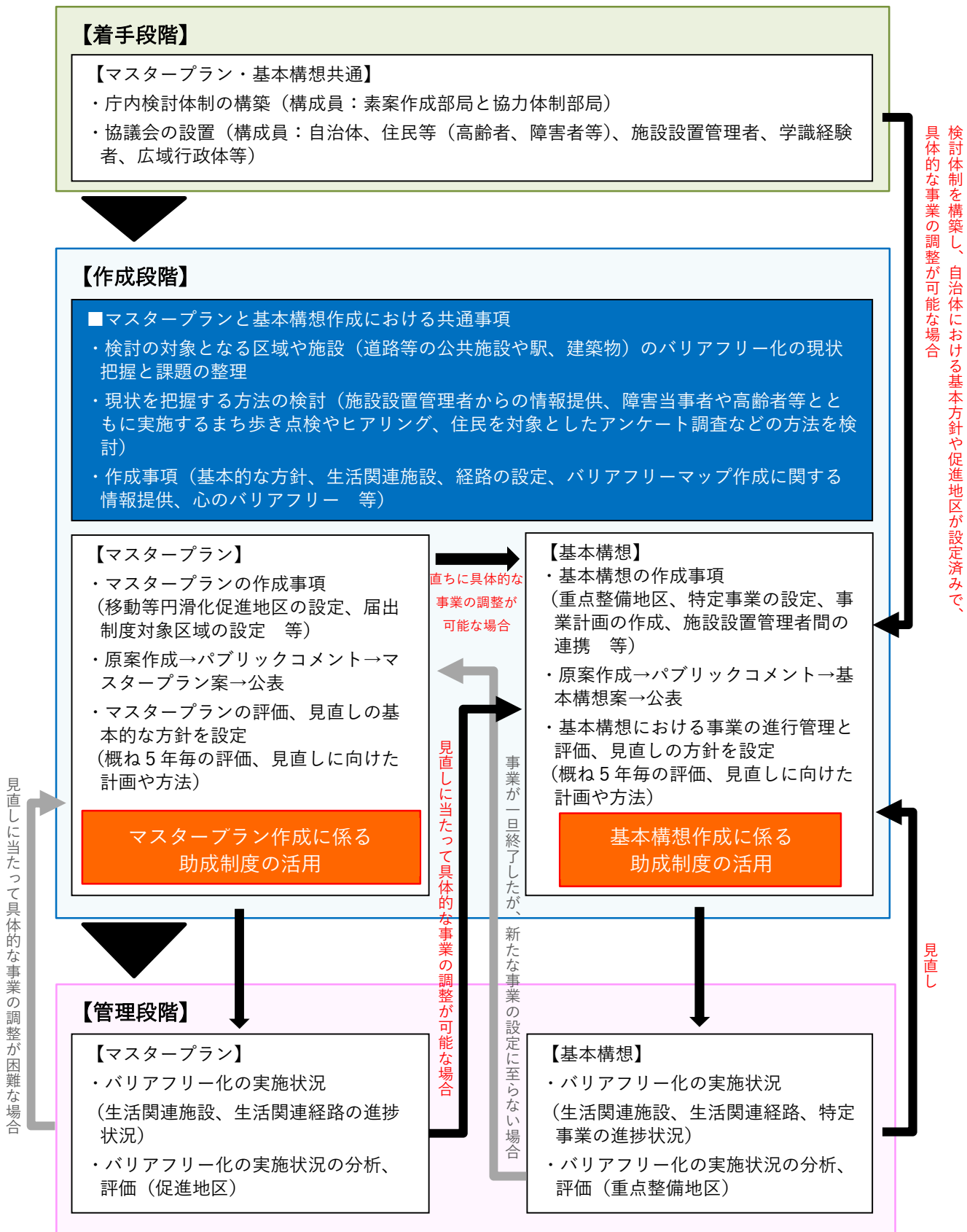


図 マスタープラン・基本構想の関係性について

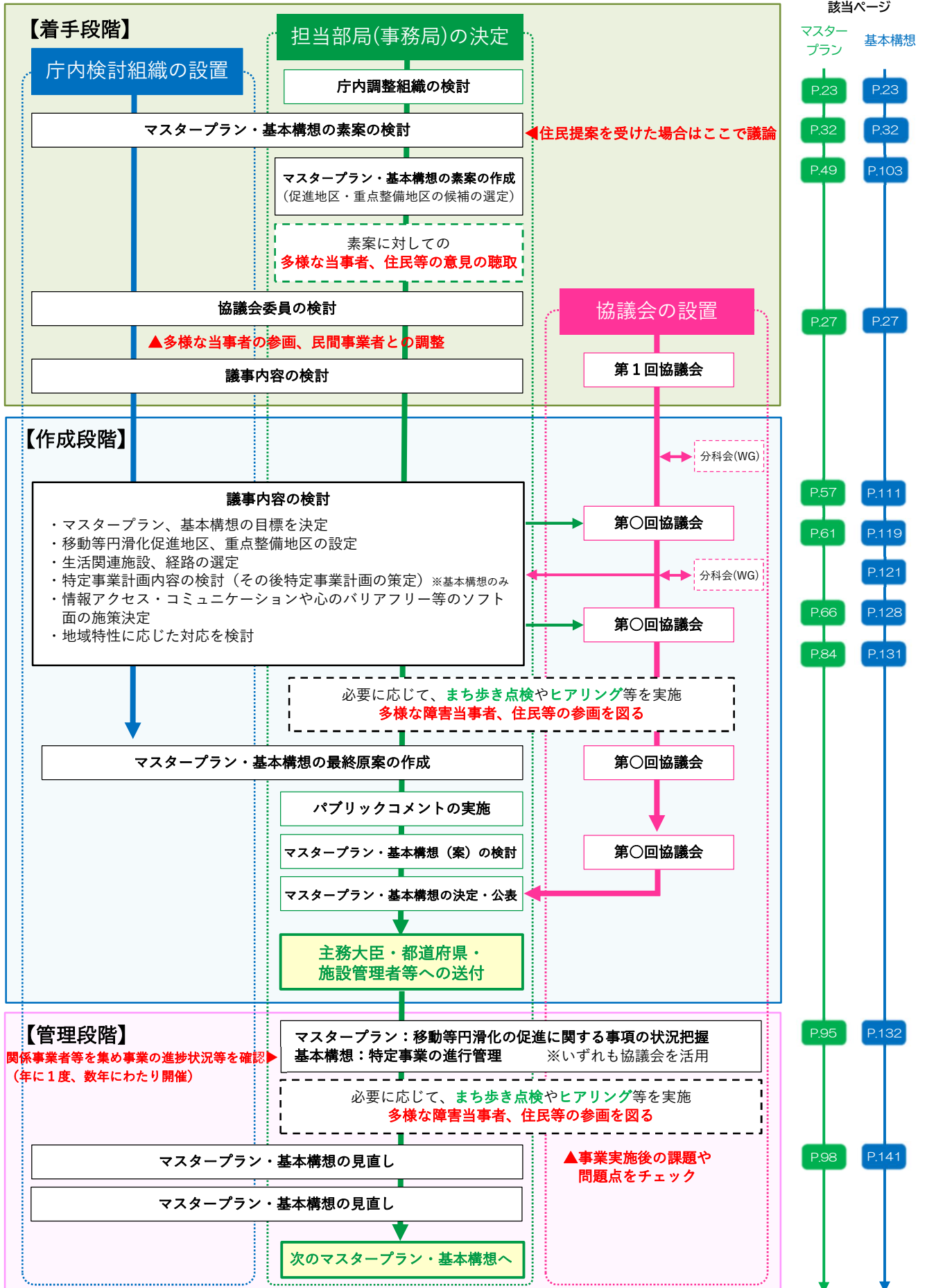
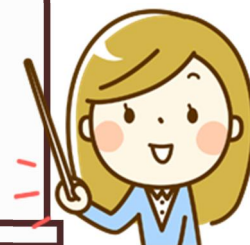


図 マスタープラン及び基本構想作成の各段階における調整の流れ

### 3-2 庁内体制の構築

マスタープラン及び基本構想の作成には、まちづくりやバリアフリーの理解を深め、高齢者・障害者等、関係部局との調整を図りながら進めていく必要があるため、庁内の実情を踏まえて担当部局を決定することが重要です。

市町村がマスタープラン及び基本構想に基づき、バリアフリー化を図るべき箇所は多岐にわたります。そのため、多数の関係部局との協議・調整が必要になります。



#### Point

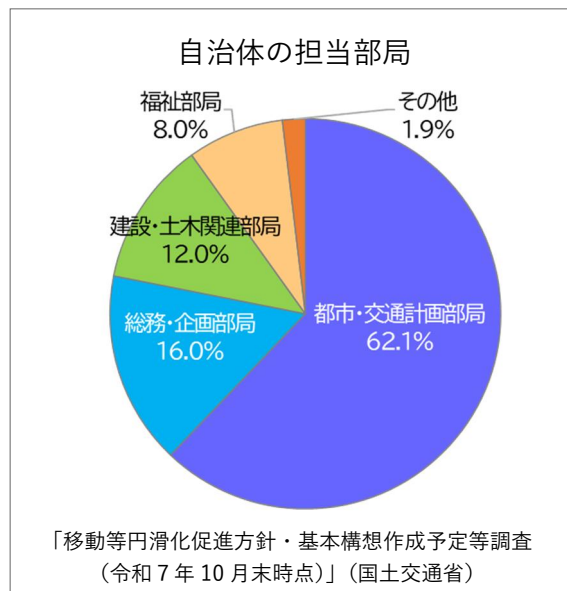
- ☞ 連携する部局において、バリアフリーに対する理解を深めることが重要です。
- ☞ マスタープラン及び基本構想に関する庁内会議等を定期的に行い、各部局の理解と連携を深めることが重要です。

#### ■ 担当部局の選定

マスタープラン及び基本構想の作成を担当する部局には、**都市計画、交通計画、道路、公園、路外駐車場、建築物等の都市基盤施設のバリアフリー化に関する関心の高い人や、具体的なアイデアを出せる人材が必要**です。

近年の各自治体の担当部局をみると、**基本構想等は都市計画等と密接に関わるものであることから、福祉部局等のみでの対応が難しい場面もあり、都市・交通計画を担当する部署が最も多くな**っています。

担当する部局は、数年に渡り継続してマスタープラン及び基本構想に携わることが重要となるため、マスタープラン及び基本構想の作成途中や、特定事業の実施中に担当部局が変更になることがないように、慎重に選定する必要があります。



#### ■ 庁内検討組織の構築

市町村は、自らが所有する各施設について、率先してバリアフリー化を図ることが重要です。市町村がマスタープラン及び基本構想に基づきバリアフリー化を図るべき施設は多岐にわたります。

また、マスタープラン及び基本構想の作成にはノウハウや人材のみならず、**バリアフリーやユニバーサルデザインの概念、高齢者や障害者等の特性についての理解、住民参加への理解も求められることから、多数の関係部局との協議・調整が必要**となりますが、組織が肥大化して

議論が発散しないように留意することも必要です。

庁内検討組織に参加する部署としては、以下が考えられます。

- 市町村が所有する各施設の整備・管理を担当する各部署（営繕関連）
- 都市計画、交通計画、道路事業、建築確認等を所管する部署（まちづくり・建設関連）
- 高齢者福祉、障害者福祉等を推進する部署（福祉関連）
- ソフト施策や心のバリアフリーを推進する部署（地域活動・教育関連） 等

### 庁内検討組織の構成例

部局例	組織名称例
総務関連部局	総務課、企画調整課、男女共同参画課、ダイバーシティ推進課 等
福祉関連部局	福祉課、障害者福祉課、高齢福祉課、共生社会推進課 等
子育て関連部局	青少年育成課、子育て支援課、こども家庭課、保育対策課 等
保健・衛生関連部局	健康推進課、長寿社会推進課、生活衛生課 等
産業関連部局	産業振興課、商工物産交流課 等
建設・土木関連部局	道路建設課、道路交通課、交通安全課、公園課 等
教育関連部局	教育施設課、学校教育課、児童保育課 等
観光・文化関連部局	観光振興課、文化振興課 等
都市計画関連部局	都市計画課、交通政策課、市街地整備課 等
その他	（必要に応じて）空港課、港湾課 等

なお、庁内検討組織には現場の実態を把握している職員を参加させると同時に、できるだけ多くの関係者を参集することが望ましいといえます。

#### 【担当者引き継ぎ時の留意点】

担当者の引き継ぎに際しては、関連書類を引き継ぐだけでなく、障害者団体を含む関係団体等との意思疎通や連携方法に関する留意事項等も含めて引き継ぐことが大切です。引き継ぎの際は、新しい担当者に本ガイドラインを参考に、マスタープラン及び基本構想やバリアフリーに対する理解を深めてもらうようにすることが重要です。

#### 【組織内の人材育成】

移動等円滑化を推進する取組の中で、施設のバリアフリー化等のハード整備においては、障害に応じて対応が異なることを理解し、国のガイドラインに沿ったより有効な整備が求められています。また、移動等円滑化の全てをハード整備のみで実現するのは困難であり、高齢者や障害当事者との接し方や支援の方法について理解し実施することも重要です。障害の理解については「参考資料編第1章 障害等種別とその特性」を参照してください。

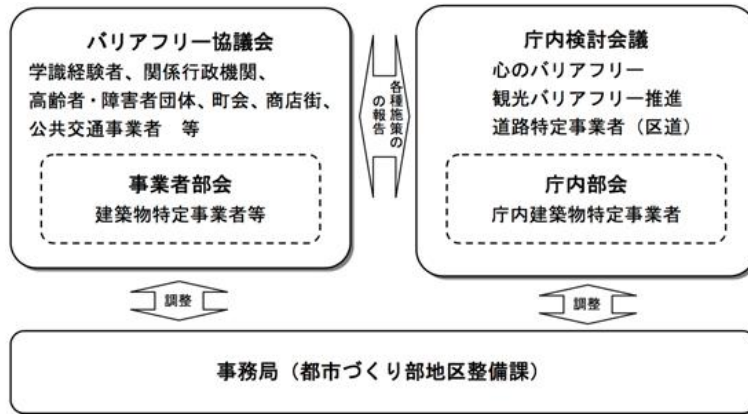
以下の国土交通省ホームページ：移動等円滑化促進方針・基本構想

URL：[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000012.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000012.html)

台東区では、庁内検討会には各部局の係長級の職員が出席しています。この庁内検討会議は、基本構想や特定事業計画を作成する際の行政側における方向性を検討する組織であり、区有施設の事業内容（特定事業）作成に関わる様々な調整を行うための組織です。

(3) 台東区バリアフリー協議会 庁内検討会 委員名簿（平成23年度）

区分	氏名	所属
会長	■ ■ ■ ■ ■	台東区 都市づくり部 地区整備課長
委員	■ ■ ■ ■ ■	台東区 総務部 総務課 総務係 総括係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 区民部 区民課 区民施設係 総括係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 文化産業観光部 文化振興課 担当（庶務）総括係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 福祉部 福祉課 庶務係 総括係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 福祉部 高齢福祉課 担当（計画・サービス推進）総括係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 福祉部 障害福祉課 松が谷福祉会館 館長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 台東保健所 生活衛生課 担当（庶務）担当係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 環境清掃部 環境ふれあい館 館長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 土木担当 道路交通課 担当（駐車場・駐輪場）担当係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 土木担当 公園課 担当（公園計画（公園整備））担当係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 教育委員会事務局 児童保育課 担当 総括係長
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 生涯学習推進担当 生涯学習課 学習館 館長
事務局	■ ■ ■ ■ ■	台東区 都市づくり部 副参事
	■ ■ ■ ■ ■	台東区 都市づくり部 地区整備課
	■ ■ ■ ■ ■	〃 〃 〃



神戸市では、バリアフリー基本構想の作成担当部局以外の行財政局が主体となり、職員ハンドブックに、様々な配慮が必要な方への対応の心構えを記載し、市職員の応対力の向上を推進している。また職員向けの研修等を実施し、障害者特性等の理解向上に努めている。

その他、平成28年度より、来庁者への積極的な案内を実施するために、区役所案内係（コンシェルジュ）の各区への設置、職員の主体的な取組である「ふれあいの市民サービス向上運動」により、市民の目線からの窓口サービス改善や職員のホスピタリティの醸成を進め、市民サービス向上に向けた取組の推進を図る方針を立てている。

【職員向けの研修】

上記の取組に加えて、バリアフリー基本構想の作成担当部局では、心のバリアフリーとは何かを理解すること、心のバリアフリーの大切さに気づくことを目的として、多くの職員が、気軽に参加できるよう研修を企画している。

《平成29年度》

■視覚障害のある落語家講師の創作落語と視覚障害者体験

視覚障害のある落語家による創作落語や視覚障害等とその支援をテーマにした講演、アイマスクと白杖を用いた視覚障害者体験を実施。市職員や公共交通事業者職員、外郭団体職員ら約70人が参加した。

《平成30年度》

■発達障害の双子とママの奮闘記

マンガやエッセーで発達障害の双子の子育ての体験を発信するクリエイターによる、発達障害とその支援をテーマとした講演会を実施。市職員、公共交通事業者職員、外郭団体職員、市民など112人が参加した。

**落語なのに落ちない嘸!?**

心のバリアフリー職員研修

まちのバリアフリーを進めるには、エレベーターやスロープ、手すり、広いスペース、サイン、音声・文字情報案内などハード面の整備だけでなく、年齢、文化、身体の状態など多様な人の立場、場面で“困った”ことの理解を深めること「心のバリアフリー」が大切です。大切なのは分かっているけど…。研修受ける時間ないなあ…。なかなか研修に足が向かない皆さんへ、今回は、ショート研修かつ落語を通して笑ったり、楽しんだりしながら、「心のバリアフリー」がいつものまにか心にしみこむ研修です。ぜひ、気軽にご参加くださいませ。

**対象：**職員どなたでも（外郭団体固有職員を含む）100～150名  
**日時：**平成30年2月28日（水）15:00～17:30  
**場所：**職員研修所 第1研修室（神戸商工貿易センタービル22階）



講師：**桂福点** 氏

1988年 兵庫県川西市生まれ。  
 先天性難聴のため中学生の頃に視力を失うが、子供の頃から音楽に魅了し1988年大阪芸術大学に入学。音楽療法を専攻し卒業後、バンド「お気楽一座」を結成。1994年 桂福自治会館に弟子入りし、古典落語を学びながら、独自の音楽落語や「お気楽一座」の活動にも取り組む。2009年9月 難聴より「桂福点」の名前を頂く。現在、上記の活動のほか、音楽療法士として診療所、作業所等でユニークな音楽療法も。

**研修内容：**●創作落語「落ちない嘸!」 ●講演と視覚障害者体験

- ・次頁の受講者後援書によりお申し込みください。
- ・「学びたいこと」「質問したいこと」など、ご希望がある場合は、次頁の「受講内容希望シート」にご記入の上、FAX等でお送りください。（必ず有責職な研修とするために、ご協力願います。）
- ・強めて、受講満足はいたしません。連絡のないかぎりそのままご受講ください。
- ・当該研修は聴覚として受講いただけます。必要があれば聴覚手帳（聴覚手帳、交通費の支給等）を行ってください。
- ・研修当日は、各所属で採用している名札をご着用ください。

問合せ先・申込み先 保健福祉局障害福祉課 松田・大森 Tel(直通) 322-6243 Fax 322-8044

《平成29年度》の研修

心のバリアフリー講演会

**泣いたり笑ったり**

発達障害の双子とママの奮闘記

心あたまるマンガやエッセーで発達障害の双子の子育ての体験を発信するクリエイター、森山和泉さんをおまねして、笑ったり、泣いたりしながら「心のバリアフリー」がいつものまにか心にしみこむ講演会を開催します。また、玉野の秋にならぬ、神戸新聞連載中の高山さんの子育てマンガ「泣いたり笑ったり」の原画や、繊細なタッチで描かれた心づかれる双子の豪華絵巻も展示します！ぜひ、気軽にご参加ください。なお、絵巻展は、参加自由です。お時間のない方は、こちらだけでもお立ち寄りください。

**2018年11月14日（水）神戸市勤労会館3階**

<b>講演会</b>	14:30 (14:00受付開始)～16:30	どなたでも 定員 50～100名
<b>308号室</b>	おはなし：絵本の読み方 マンガでクイズ：この後どうなる?!	
<b>絵画展</b>	10:00～17:30	泣いたり笑ったり展
<b>303号室</b>		

**講師：**森山和泉 氏（ペンネーム）  
 誰もがよりよくつく社会の実現を目指す「結び手」代表。社会の仕組みや人の関わり方を分かりやすく伝える。子育てマンガやエッセーを執筆中。神戸新聞、北海道新聞で連載中。発達障害の理解を高める活動を行ってこられている。

**神戸市勤労会館**  
 651-0296 神戸市中央区東川崎町5丁目1-2  
 西宮駅下車徒歩10分 阪神・ポートライナー 西三宮駅から徒歩5分

**申込方法**  
 イベント名・氏名・住所・電話番号を添えて、以下のいずれかの方法でお申し込みください。（多言語訳をご希望の場合は、その旨をお伝えください。）定員になり次第申し込みを締め切ります。  
 【電話またはFAXで】 TEL (078) 333-3372 FAX (078) 333-3314  
 【申し込み・問い合わせ先】 神戸市イベント案内・申込センター/各中継休 9:00～21:00  
 【インターネット】 KobeToday にアクセスし、【イベント名】【日付】で検索  
 【ハガキ】 宛先：650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市保健福祉局障害福祉課

**参加無料**

《平成30年度》の研修

### 3-3 協議会の設置・運営

バリアフリー法第24条の4及び第26条に規定される協議会は、市町村、関係事業者及び利用者間の協議・調整や合意形成の円滑化・効率化が期待できるため、基本的には設置することが望まれます。

また、マスタープラン作成後の移動等円滑化に関する措置の実施の評価や基本構想作成後の特定事業の実施または進行管理のためにも、協議会の存続が有用です。



#### Point

- ☞ 協議会の住民構成員は、年齢、性別、障害種別等に偏りがないよう選出することが重要です。
- ☞ 障害当事者団体や地域の実情をよく知る当事者を選出することも重要です。
- ☞ バリアフリー法に規定される構成員を満たしていれば、他の法令等に基づいて設置されている協議会制度を活用し、法定協議会として位置づけることも可能です。

#### ■ 協議会の構成員

マスタープラン推進協議会又は基本構想推進協議会の構成員としては、以下が挙げられます。

- マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村
  - ⇒ 庁内検討組織に出席している各部局担当者
- 施設設置管理者、公安委員会、特定事業等の実施主体等
  - ⇒ 公共交通事業者（鉄道、バス、タクシー等）、道路・公園管理者（国、都道府県等）、路外駐車場管理者等、建築主等の施設設置管理者、公安委員会等※
  - ※ 市町村から協議会への参加を求める通知をもらい受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、協議会に参加しなければなりません（法第24条の4及び第26条）
- 高齢者・障害者等（利用者代表）
  - ⇒ 高齢者、障害者等については、可能な限り幅広く協議会への参加を求めることが重要です
  - ⇒ 具体的には、**肢体不自由者、視覚障害者、聴覚・言語障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、内部障害者、妊産婦等（妊産婦、乳幼児連れ、ベビーカー利用者）、性的マイノリティ、外国人**に参加を求めることが考えられます
  - ⇒ 障害当事者の中には、バリアフリーに関する専門的な知見を有する方だけでなく、他の障害についても一定の知見を有する方もいるので、どのような方に参加を求めるかは、当事者団体や有識者と相談することが考えられます
- 有識者
  - ⇒ バリアフリーに関する専門的な知見を有する大学の教授等学識経験者に参加を求めることが考えられます

● 住民提案者

⇒ 住民提案を受けた際は、提案者を協議会の構成員とすることが望ましいです

● 自治会・商店街代表

⇒ 地元の理解を深め、協力を得るといった観点から、地元町内会、自治会、商店街等の代表者の参加を求めることも考えられます

マスタープラン推進協議会又は基本構想推進協議会の構成員例

構成員	所属等
有識者	大学・研究機関の学識経験者 等
利用者代表	各障害者団体（肢体障害者団体、視覚障害者団体、聴覚障害者団体、知的障害者団体、発達障害者団体、精神障害者団体、障害児団体）、高齢者団体、婦人団体、NPO 団体、PTA、子育て関係団体、性的マイノリティ関係団体、外国人支援団体、公募市民 等
公共交通事業者	鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者 等
商業施設・自治会	地元商店街、地元商工会、地元自治会 等
行政関係者	国土交通省地方整備局・地方運輸局、都道府県庁担当部署、警察関係者、庁内検討組織メンバー（P.24 参照） 等
施設設置管理者	道路管理者、公園管理者、路外駐車場管理者、建築主 等
その他	（必要に応じて）観光協会、国際交流協会 等

協議会構成員に求められる役割

- マスタープラン又は基本構想を作成しようとする市町村
  - ⇒ 当該自治体の基礎データの提供や協議会運営のための準備等
- 施設設置管理者や公安委員会、特定事業等の実施主体等
  - ⇒ 施設管理者等の視点での、高齢者や障害者等の利用実態や必要な対策に関する情報提供
- 高齢者、障害者等
  - ⇒ 当事者の視点での課題（バリア箇所等）や必要な対策に関する発言、情報提供
- 有識者
  - ⇒ 第三者的な立場で協議事項への助言や総括
- その他（住民代表等）
  - ⇒ 客観的なデータのみでは分からない、地元の実態に関する情報の提供

【協議会を設置しましょう】

協議会は法律上の設置が義務付けられているものではありませんが、多様な関係者の参画のもとで協議の透明性を高めながら、より効率的に協議・調整を進めるためにも、特段の事情がない限りは、協議会を設置することが望ましいです。

## 協議会の運営に関する留意点

協議会の運営にあたっては、以下のような点に留意する必要があります。特に、協議会運営の様々な段階において、多様な当事者の特性に配慮した対応を心がけましょう。

### 協議会全般

- 事前に十分な情報提供が必要
  - ⇒ バリアフリーの概念や市町村におけるマスタープラン又は基本構想作成の意義、具体的な効果 等
- 検討の初期段階からの継続的な議論が必要
  - ⇒ 協議会は計画のとりまとめ段階のみではなく着手・検討の初期段階から継続的に開催
- 施設設置管理者相互の連携・調整
  - ⇒ 施設設置管理者が異なる部分でのシームレス（継ぎ目のない）なバリアフリー化を図るため、協議会の場を通して施設設置管理者相互の連携・調整が図られるように配慮
- 特定事業等の進行管理や事後評価に活用
  - ⇒ マスタープラン又は基本構想の作成後も、マスタープラン作成後の移動等円滑化に関する措置の実施状況の評価や、基本構想に位置づけられた特定事業等の円滑かつ効果的な実施、**段階的・継続的な発展（スパイラルアップ）のため協議会を継続的に活用**
- バリアフリーの取組の評価の実施
  - ⇒ マスタープランや基本構想の作成や事後評価に限らず、これらの協議会を活用することにより、**市町村全体のバリアフリーの進展状況の定期的な評価を行うよう努める**ことが必要
- 他の協議会等との連携
  - ⇒ 地域公共交通網は地域のバリアフリー化と密接に関係しているため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会や「道路運送法」に基づく地域公共交通会議などとの連携が大切

...【多様な意見の反映を図りましょう】 .....

移動する際や施設を利用する際に、どこにバリアを感じているかについては、高齢者、障害者等の当事者でなければ気づかないところも多いため、当事者の方の参画を図ることが重要です。住民に限らず市町村に訪訪する高齢者や障害当事者からの意見も貴重な情報が得られると考えられるため、広く様々な方から意見を聴取しましょう。

その他、男女それぞれの立場からの意見の反映を図ることや、高齢者のみならず、こども・若者の意見の反映を図ること等に留意する必要があります。国土交通省では、女性やこどもが暮らしやすい地域づくりは、すべての住民にとっての暮らしやすさにつながるとの観点から、国土交通分野におけるジェンダー主流化の取組を推進しています。

・国土交通省ホームページ（ジェンダー主流化に向けた取組）

[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei\\_barrierfree\\_tk\\_000355.html](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000355.html)

## 協議会開催前

- 参加者の身体的特徴を把握
  - ⇒ 身体特性や必要なコミュニケーション方法、介助等を事前に確認
- 資料の準備
  - ⇒ 大きい文字の使用、色だけに頼らない工夫、分かりやすい文章での資料作成
  - ⇒ 参加者の求めに応じた拡大文字版、点字版、音声読み上げ対応版等の資料作成
  - ⇒ 障害特性によっては資料の確認に時間を要するため、事前配布が必要
- 会場の選定・設営
  - ⇒ 最寄り駅等からのアクセス、車いす使用者等の動線を考慮した会場の選定
  - ⇒ 車椅子使用者用駐車施設等の確保
  - ⇒ 手話通訳、要約筆記等、参加者の求めに応じた情報保障手段の確保
  - ⇒ 車椅子使用者の同伴者や聴覚障害者への手話通訳同伴者等に対する席順の考慮

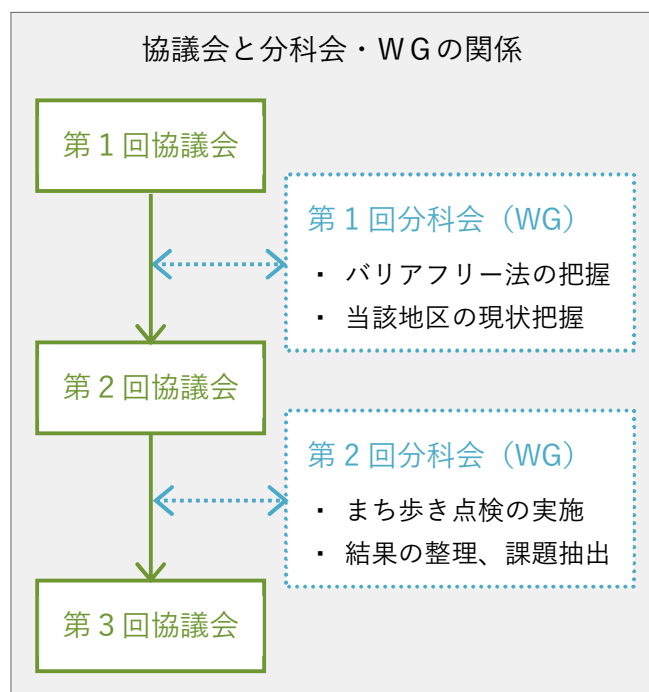
会議開催時の留意点については、公益財団法人共用品推進機構が発行する「みんなの会議」(平成24年)が参考になります。



## 分科会・ワーキンググループ (WG) の設置

関係者が多岐にわたる協議会においては、専門性のある議論を長時間行うことは困難になります。また、幅広い関係者に参加を求めた結果、協議会自体が肥大化し、建設的な議論が行えなくなることもあります。その場合、**専門的な研究や議論を行うための下部組織として、「分科会」や「ワーキンググループ (WG)」を設置することも必要**となります。

分科会やワーキンググループで出された意見は協議会に反映させ、マスタープランや基本構想の内容を充実させていくことが重要です。



## ■ 他の法令等に基づいて設置されている協議会の活用

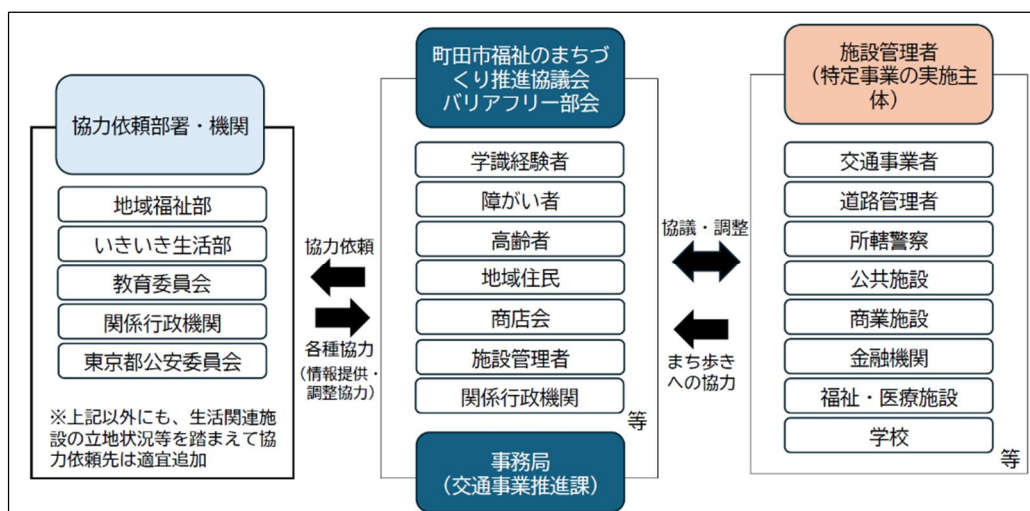
直ちに協議会の設置が難しい場合などには、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会や「道路運送法」に基づく地域公共交通協議会、福祉のまちづくり推進協議会などの**他の協議会等を活用し、マスタープラン又は基本構想の作成に向けた議論**を行うことも考えられます。

この場合、他の法令等に基づいて設置されている協議会の下に、**マスタープラン又は基本構想の作成のための専門委員会や専門部会**等を立ち上げることや、必要に応じて、高齢者、障害者等の当事者団体や地域の実情をよく知る当事者などを構成員として追加することなどを通じて、充実した議論が行われるように工夫することが重要です。

### 福祉のまちづくり推進協議会を活用して基本構想を策定した事例 <東京都町田市>

町田市では、地域一体での連続的・面的なバリアフリー化を推進するため作成した「町田市内全域の移動等円滑化の全体方針」に基づき、平成 23～25 年度にかけて市内 10 地区においてバリアフリー基本構想を作成しました。

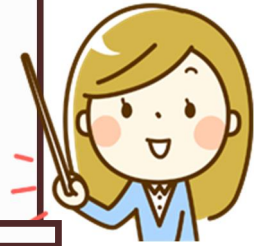
基本構想の作成・見直しや各計画における特定事業の進捗状況の評価等については、町田市福祉のまちづくり推進協議会におけるバリアフリー部会（学識経験者、障害者団体、交通事業者、関係行政機関、関係団体の代表、地域住民等）で行われています。



< 基本構想の見直し等を行うための検討体制 >

### 3-4 住民参加と意見の反映

マスタープラン及び基本構想の作成にあたっては、協議会の構成員以外の住民や利用者（以下、住民等）の意見についても反映することが重要です。そのため、様々な手法を活用して住民参加の機会を設けることが求められます。



#### Point

- ☞ 障害当事者や住民等がワークショップ等により、バリアフリーの問題点や課題点の共通認識を持ち、議論が活性化するようにしましょう。
- ☞ 住民等から意見を募ったり、住民参加のワークショップを開催したりする際は、広報活動を徹底することが重要です。

#### 住民参加

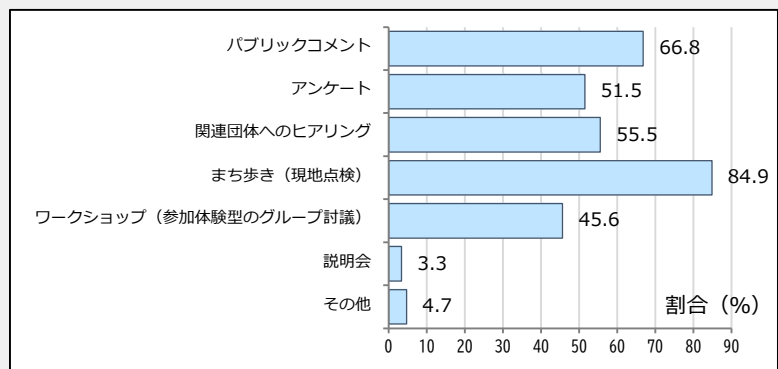
バリアフリー法（法第24条の2第6項、第25条第6項）では、協議会に参加しない利害関係者からも広く意見を聴くための措置を講ずることとされており、住民の意見を反映することが重要です。

マスタープラン及び基本構想の作成にあたっては、**協議会への参加以外にも、マスタープラン及び基本構想の作成プロセスに応じて住民参加の機会を確保することが必要**になります。

#### 住民意見の反映方法

住民意見の反映方法として最も多く実施されているものは「まち歩き（現地点検）」です。「ワークショップ」や「関係団体へのヒアリング」は、参加者が様々な障害特性を知ったり、まちのバリアを把握したりすることができる良い手法といえます。自治体の職員、地元住民、障害当事者、事業者、地元選出の議員等、幅広い方に参加してもらうことで、課題点・問題点の共通認識を持つことができ、バリアフリー化の取組が進展することが期待されます。

なお、パブリックコメントは総括的に住民の意見を取り入れるものであり、それだけを実施するのではなく、他の反映方法と組み合わせて実施することが必要です。



「移動等円滑化促進方針・基本構想作成予定等調査（令和7年10月末時点）」（国土交通省）

## 住民の意見反映にあたっての留意点

### 各種手法を組み合わせる

住民参加の導入にあたっては、**各手法の特性を踏まえ、複数の手法を組み合わせることに**より相互に補完し、実施効果を高めることが重要です。例えば、アンケートとヒアリングの両方を実施すると、アンケートの回答を統計的に分析できると同時に、ヒアリングによりアンケートでは把握できない個別的・具体的な意見を把握することができます。

### 対象者の特性に合わせ、様々な方法を検討する

可能な限り幅広く意見を聴取するためには、対象者の特性を理解し、それに応じた方法を検討する必要があります。例えば、視覚障害者には点字や音声読み上げに対応したテキスト化等によるアンケートを実施したり、コミュニケーションが難しい知的障害者や精神障害者の場合は、家族、支援者・介助者、法定代理人等に補佐してもらいながらヒアリングをしたりする等の方法があります。

対象者の特性が多様であることを考慮すると、**一つの手法で幅広く網羅することは困難であり、それぞれの特性に配慮した方法を採用することが必要**と考えられます。

### 高齢者同士や同様の障害のある人同士でも意見が異なる場合がある

高齢者や障害者は健康状態や障害の程度が様々であり、意見が異なる場合もあります。このため、**一人の意見を全体の意見であるかのように拡大解釈することには注意が必要**です。この点も留意し、できる限り多くの者の意見を聞く機会を設けることが重要です。

### 相互理解が図られる機会を設けることも重要

高齢者や障害者に関わらず、住民の移動等円滑化に対する要望は、そのライフスタイルやライフステージによっても異なります。そこで、立場や特性の異なる幅広い住民等が一堂に会し、意見交換等を実施することにより、相互の理解が図られる機会を設けることも重要です。

#### 【住民参加手法の一例】

- ☞ 住民アンケート：住民に対してアンケート調査を実施することにより、バリアフリーに対する意識・意向を把握する。
- ☞ 関連団体へのヒアリング：高齢者・障害者団体等に対してヒアリング調査を実施し、問題点やバリアフリーに対する要望等を把握する。
- ☞ まち歩き（現地点検）とワークショップ：住民参加のもと、現場での点検を行う。ワークショップでは参加者の話合いにより意見を集約する。
- ☞ 基本構想等説明会：基本構想等の骨子案または素案について住民への説明会を行い意見を把握する。 等

## ■ 住民提案

バリアフリー法第 24 条の 5 第 1 項及び第 27 条第 1 項より、住民等は、市町村に対してマスタープラン又は基本構想の素案を提示することにより、マスタープラン又は基本構想の作成等を提案することができます。

提案を受けた市町村は、マスタープラン又は基本構想の作成等の必要性を判断する機会と捉え、積極的な検討を行うとともに、当該提案に基づきマスタープラン又は基本構想の作成等をするか否かについて、遅滞なく公表する必要がある、マスタープラン又は基本構想の作成等をしない場合は、その理由を明らかにしなければなりません。各市町村の実情に即して住民等からの提案に対応することとなります。

市町村ごとにまちづくりの考え方が異なるため、バリアフリー法やマスタープラン、基本構想、住民提案等の基本的な情報とともに、**提案として求める素案のイメージを、各市町村が住民に対して分かりやすく周知**することが求められます。

住民提案制度を活用して、市町村におけるバリアフリー化をより推進するため、**事前相談等をはじめ、素案作成の時点から住民提案を受けた後の検討のプロセスまで、市町村が適切な支援・対応を行う**ことが望まれます。

### 市町村が取り組むべき体制の整備や検討方法等のポイント

#### ○ 基本構想の素案について

- ・基本構想等の素案には、基本的に、

①生活関連施設

②それをつなぐルート（どのようなルートを使うか）

③どのように改善して欲しいか

が記載されていれば、素案として成立します。

- 上記①～③を踏まえて、どのようなものを素案として住民に求めるかは、各市町村が設定することが望まれます。
- ・市町村が作成するような計画の素案を住民だけで作成することは困難です。
  - 素案と言える形式になっていない住民提案でも、市町村が提案の意図を受け止めていくことが重要ですので、どのようなものでも提案を受けとめられる体制が望まれます。
- ・提案の際は口頭で要望を伝えるのではなく、必要事項を記載したものを書面で市町村の担当部局に提出します。

#### ○ 住民提案制度の周知について

- ・住民提案を受ける前から、提案の受理後、計画の検討中、計画作成後まで、住民に対して住民提案制度の継続的な周知が望まれます。そのためには、市町村はあらかじめ事前相談や提案提出を受け付けるための窓口を整備しておくことが望まれます。  
（例）ホームページや広報での公表、出前講座等での説明、作成の手引き等の作成・公表、素案作成に係る事前相談の受付等

## ○ 住民提案への市町村の支援について

- ・住民提案を支援するため、下記①～③などの支援が望まれます。
  - ①素案作成のための提案者への支援（提案に必要な情報提供、出前講座等での説明、事前の相談、検討のための会議への出席、アドバイザー、コンサルタントなど専門家の派遣、提案に係る活動経費の助成等）
  - ②市民提案を受けた際の手続きの仕組み・プロセス、担当部署、検討体制の明確化
  - ③市民同士、事業者、行政等との相互理解を促す仕組み・工夫（意見交換会やワークショップ（まちあるき点検）等）

専門家派遣制度の1つとして、国土交通省の地方運輸局等において実施されているバリアフリープロモーター制度があります。

### 住民組織の提案による簡易な基本構想（素案）の例＜茨城県土浦市＞

土浦市では、バリアフリー新法に基づく住民提案制度ができる前から、市民団体がまちのバリアフリー化に向けた取組みを進めていました。電車やバスの乗車点検、シンポジウム、勉強会などを経て作成されたバリアフリー基本構想（素案）が、平成19年7月に市へ提案されました。



土浦市の担当者も参加した勉強会

#### ○ 基本構想の素案について

提案された基本構想（素案）は、以下の3項目が示された簡易なものです。

- 1 基本構想策定は、高齢者・障害者がよく利用し、観光客も多い土浦駅周辺～土浦港、ショッピングモール505～亀城公園までを一体的に整備すること。（⇒①生活関連施設、②それをつなぐルートに対応）
- 2 基本構想策定・推進は、企画から現場の調査、施工、事後評価に至るまで高齢者・障害者等当事者が深く関与できる参画の仕組みをつくること。
- 3 ユーザーエキスパート<sup>※</sup>や、参加したい人すべてが参加できる公募の仕組みをつくること。

#### 提案を行った市民団体から

「市の担当者や事業者も含め、誰でも参加できる意見交換会の開催を求めました。意見交換会で、理解と信頼を深めることができました。」

#### 土浦市からのアドバイス

「住民提案の動きがある団体の情報があった際には、積極的に協働し提案提出につなげることで、ニーズを早期に把握するとともに、自治体の政策にある程度沿った提案につなげることができると思います。」

※ユーザーエキスパート：自分自身や近親者が障害を持っている等の理由でバリアフリーに詳しい方。

土浦市バリアフリー基本構想策定協議会
役割：①重点整備地区の設定 ②バリアフリー基本構想の検討 ③バリアフリー化の推進策の検討
メンバー：学識経験者、道路管理者、公安委員会、公共交通事業者、高齢者・障害者団体、公募による市民等

意見交換会
活動内容：①目的施設・移動経路等の検討 ②まち歩き点検ワークショップ ③利用者要望のとりまとめ
メンバー：高齢者、障害者、地域住民、学識経験者、市担当課等

各会議の運営

事務局：土浦市 都市整備部 都市計画課
素案受理後の土浦市バリアフリー基本構想の策定体制

### 住民組織の提案による基本構想（素案）の例＜山梨県上野原市＞

平成21年度にバリアフリー化の嘆願書（地元住民7,823人の署名付）が上野原市に提出されました。それを受け、「国における整備水準の改正等をみながら検討」と回答があり、平成23年3月に国における整備水準が改正（乗降客数5,000名→3,000名）されたことを受け、平成23年度に、JR四方津駅周辺整備推進協議会から市へ基本構想（素案）が提案されました。

#### 上野原市からのアドバイス

「住民提案を受けた後、回答までに関係機関等の調整に日数がかかるため、あらかじめ体制を構築しておくことが必要だと思います。そのためにも、提案者からの事前相談が必要だと思います。」

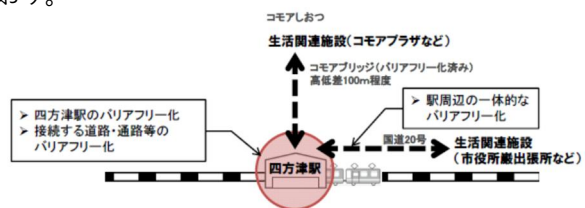
#### ○ 基本構想の素案について

上野原市で提案された基本構想（素案）の内容は以下のとおり。

- ・対象地区の概要
- ・特定旅客施設と重点整備地区の概況
- ・基本目標、事業の概要

#### ○ 住民提案への市町村の支援について

- ・上野原市交通バリアフリー基本構想の策定を検討する庁内検討会議を開催し作成の有無を検討し、市において基本構想を作成する旨を住民に回答。
- ・基本構想策定協議会の設立
- ・市民参加によるワークショップの開始（まち歩き点検）等

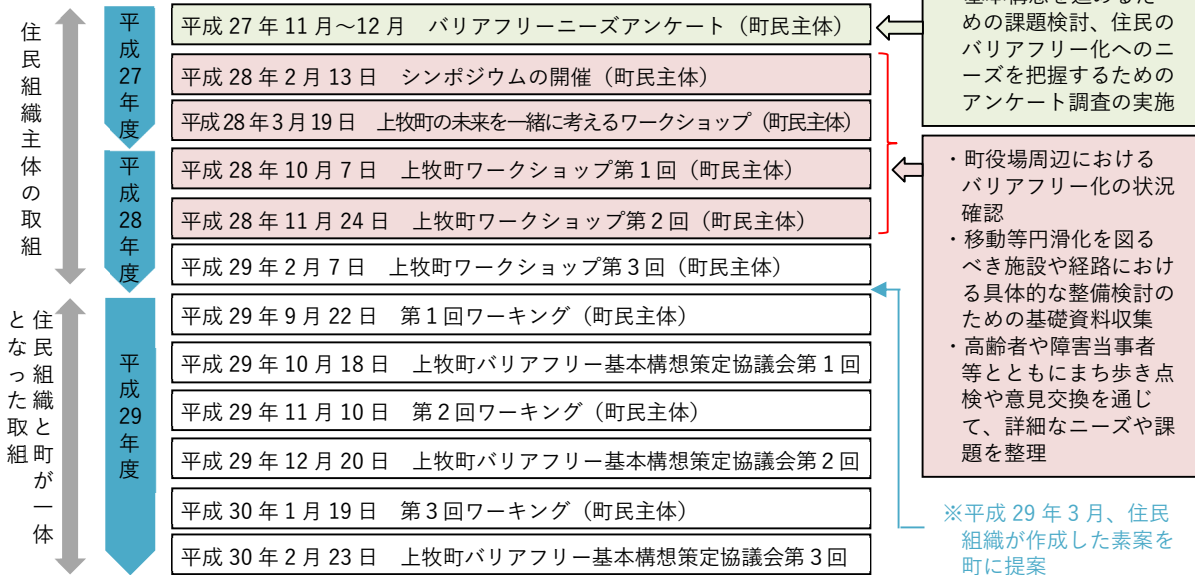


四方津駅周辺のバリアフリー化のイメージ

## 住民組織の提案による基本構想作成の年次経過の例<奈良県上牧町>

上牧町では、NPO 法人楽しいまちづくりの会が平成 27 年 11 月に実施したバリアフリーニーズアンケート調査による地区内の課題やニーズの把握を契機に、住民や障害者等で構成するワーキングチームによる町内点検、ワークショップの開催を経て作成したバリアフリー基本構想（素案）が、平成 29 年 3 月に町へ提案されました。上牧町はその提案をうけ、上牧町まちづくり基本条例により町民との協働のまちづくりを推進し、上牧町バリアフリー基本構想が作成されました。

### <基本構想作成の年次経過>



### <町民提案型バリアフリー基本構想策定のための第 1 回ワーキングの概要>

町民提案型バリアフリー基本構想策定のための第 1 回ワーキング  
日時：平成 28 年 10 月 7 日（金）

<次第>

1. ワーキングを始めるにあたって
2. 町民提案型のバリアフリーとは？
3. 現地調査のポイントについて

休憩と準備

4. まちを歩いてみよう！
5. 本日のまとめ

昼食会

参加者：24 名

- ・高齢者 6 名
- ・肢体不自由者 3 名
- ・聴覚障害者 1 名
- ・その他 14 名

### <ワーキングで実施した合計 4 ルートの点検結果の整理から課題抽出>

（課題分類①：勾配）

発見ルート	10 月 7 日 1 班	10 月 7 日 2 班
現場写真		
課題点	坂道が長く、車道に向かったの水勾配もあり走行しにくい。	段差を砂で埋めている。傾斜が急かつ砂で滑りやすい。 スロープ部分も急すぎる。
改善案	道路に向けての傾斜を緩やかにする。滑りにくい舗装材を使用する。	スロープをつくりなおす。 砂で埋めている段差をコンクリートで緩やかに整備する。

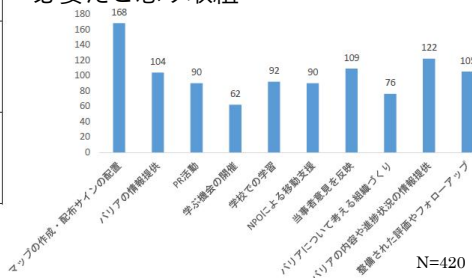
資料：旅客施設のない町での市民提案型バリアフリー基本構想策定の実践とその課題の検討 報告書

### <バリアフリー化のニーズアンケート調査>

#### ■調査の概要

項目	内容
調査対象	上牧町の全域
配布方法	社会福祉協議会への配布 ポスティング、郵便回収
配布数	2496 部
調査期間	平成 27 年 11 月 20 日～平成 27 年 12 月 10 日
調査項目	個人属性、バス・施設利用、近隣歩行環境(ANEWS)、道路のバリアフリー化のニーズ

#### ■「心のバリアフリー」の推進のために必要だと思う取組



## 住民提案に対する市町村の充実した支援の例<神奈川県横浜市>

横浜国立大学と周辺地域自治会が、以前から「まちづくりワークショップ」を開催し、地域環境について検討を行っていました。令和元年11月の羽沢横浜国大駅の開業に伴い駅周辺のバリアフリー化について検討を行い、その成果として住民提案を行いました。

### ○ 住民提案制度の周知について

- ・横浜市では、「バリアフリー基本構想作成等の提案の手引き」を平成22年3月に作成してホームページで公開しています。
- ・出前講座等で基本構想について説明を行っています。

### ○ 住民提案を受けた後の市町村の検討について

- ・住民提案を受けた後は、提案の手引きに基づき検討を実施しました。
- ・当区役所と要件の確認後、横浜市バリアフリー検討協議会で意見を聴取し、作成の可否を判断しました。（右図参照）



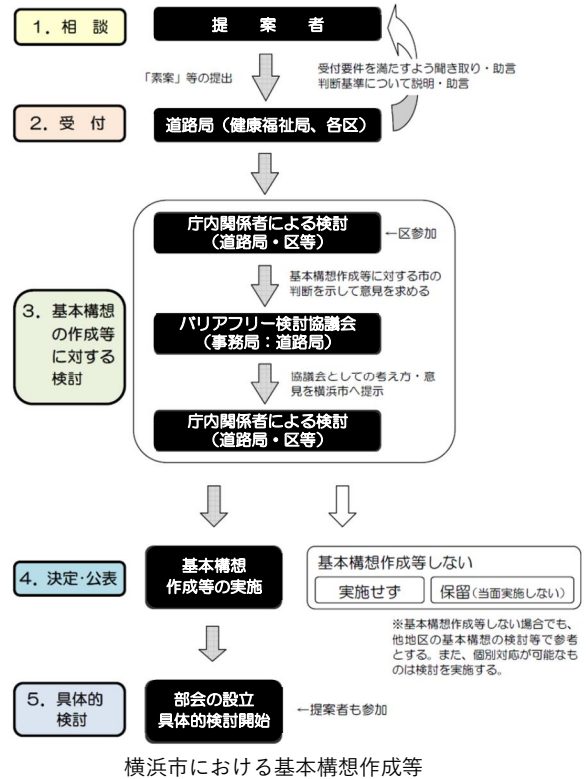
#### 横浜市からのアドバイス

「作成の可否を判断する際に、判断基準を事前に明確にしたほうが良いです。」



#### 横浜市が感じた住民提案を受けるメリット

- ・地域のニーズを知ることができます。
- ・バリアフリーに対して地域の関心が高まります。
- ・地元発意のため庁内の関係部署（福祉部門や財政部門）への事業実施の説明がしやすいです。



### 3-5 民間事業者との調整

マスタープラン及び基本構想の制度では、旅客施設、建築物等が特定事業の対象とされており、これらの施設のうち多数の高齢者、障害者等が利用する施設については、公共施設、民間施設の別を問わず、生活関連施設として設定することが求められています。

民間事業者により設置・管理される施設も多く含まれることから、民間事業者との円滑な調整が不可欠になります。



#### Point

- ☞ 生活関連施設として設定される施設の設置・管理者に対して、ワークショップやワーキンググループ（WG）の開催により、マスタープラン及び基本構想の趣旨や事業の必要性の理解を深めましょう。

#### ■ 民間事業者との連携体制

マスタープラン及び基本構想の制度では、多くの高齢者、障害者等が利用する施設については、**公共・民間を問わず生活関連施設として設定**することが求められています。特に基本構想制度においては、特定事業の実施も踏まえることが必要です。

生活関連施設として設定される旅客施設や建築物、路外駐車場等の多くは、民間事業者により設置・管理されているため、**円滑に事業を進められるようにするためにも、民間事業者の理解を深め、連携体制を築くことが必要**です。

#### ■ 部会・ワーキンググループ（協議会下部組織）の設置

一般的に移動等円滑化促進地区及び重点整備地区に関連する交通事業者の多くは民間事業者（鉄道事業者・バス事業者・タクシー事業者等）です。また、移動等円滑化促進地区及び重点整備地区の生活関連施設に、商業施設等の民間の施設が多数含まれる場合、関係する民間事業者数も多くなります。これらの者すべてに協議会への参加を求めることは、協議会の運営上困難な場合もあります。このような場合は、**協議会の下部組織として民間事業者や地区住民による「部会（事業者部会・住民部会）」等を設置**することも考えられます。

特に基本構想においては、部会には特定事業の実施如何に関わらず、生活関連施設の設置・管理者すべてに参加を求め、継続的な協議を経た上で特定事業の実施について決定することが望ましいと考えられます。部会の代表者や主要メンバーには協議会への参加を求め、協議会との連携・調整を円滑に図ることも重要です。

## ■ 民間事業者と調整を図る上での留意点

現在の基本構想は、旧交通バリアフリー法時代（平成 18 年以前）とは異なり、交通事業者以外にも多くの民間事業者が設置・管理する施設が生活関連施設として含まれます。民間事業者に対しては、基本構想制度等の趣旨や事業の必要性、計画期間等を丁寧に説明し、基本構想への理解、事業への協力を得られるようにすることが重要です。

また、平成 30 年 5 月のバリアフリー法改正で創設された同法第 9 条の 4 の規定に基づく公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画（ハード・ソフト計画）において、事業者がどのようにバリアフリーを進めるかを記載するため、あらかじめ、このバリアフリー化の内容を把握することにより、円滑に事業の調整を図ることが可能になると考えられます。

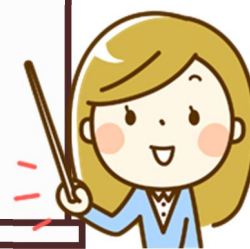
### 民間事業者との調整を円滑に進めるための工夫

- ✓ 協議会のほか、関係事業者・行政機関等で構成される部会を設置し、関係者ととともに検討を実施
- ✓ 委員会やワークショップで、有識者や障害当事者からの意見を直接事業者に聞いてもらう
- ✓ 関係事業者にワークショップに参加してもらい、市民と事業者が協働して基本構想の作成にあたる
- ✓ 委員会以外にワーキンググループを設置し、関係事業者に参加してもらう
- ✓ 基本構想の趣旨やバリアフリーの必要性について繰り返し協議し、理解を得る

### 3-6 都道府県による市町村に対する支援について

マスタープラン及び基本構想を作成する市町村は、必要に応じて都道府県から必要な助言その他の援助を求めることができます。

このため、都道府県は、市町村によるマスタープラン及び基本構想の作成を促進するため、市町村の境界を越えた面的バリアフリー化の調整の仲介等や、他の市町村の作成事例等の提供を行うなど、広域的な見地から支援することが重要です。



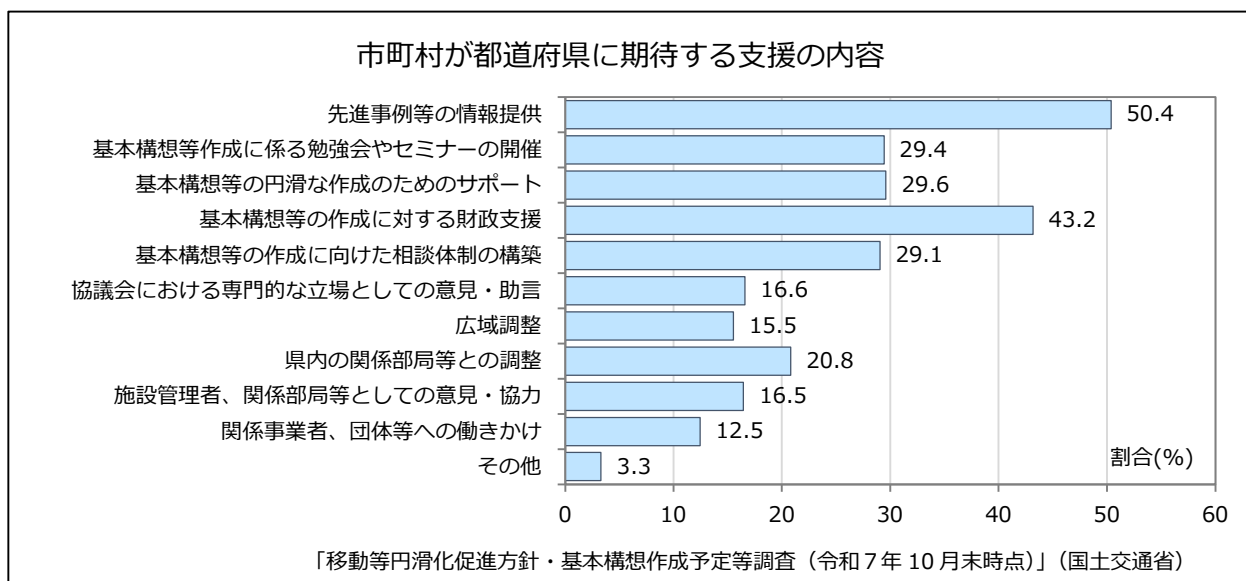
#### Point

☞ まずは管内の市町村のマスタープランや基本構想の作成状況を把握することから始め、市町村の担当者と対話しながら必要な支援を行っていきましょう。

都道府県は、管内市町村のマスタープラン及び基本構想の作成状況を把握するとともに、市町村からの相談体制を構築し、市町村の意向を踏まえ、国とも連携しつつ必要な支援を行うことが重要です。

国土交通省では、令和7年に全国の市町村を対象に、市町村が都道府県に期待する役割に関するアンケート調査を実施しました。そこでは、都道府県に期待する役割として、「先進事例等の情報提供」、「基本構想等の作成に対する財政支援」、「基本構想等の円滑な作成のためのサポート」、「基本構想等作成に係る勉強会やセミナーの開催」、「基本構想等の作成に向けた相談体制の構築」等が挙げられています。

特にマスタープラン及び基本構想を作成していない市町村や多様な障害者団体組織が存在しない小規模市町村に対しては、積極的に都道府県が関与したり、都道府県の障害者団体を紹介する等の支援を実施したりすることが望ましいです。



## 都道府県による市町村への支援の事例（管内市町村の作成状況の提供）＜奈良県＞＜東京都＞

- 都道府県のホームページにおいて管内市町村の基本構想の作成状況を提供している例が複数あり、基本構想を未作成の市町村等に対して、先進事例を提供する有効な手段となっている

## 都道府県のホームページにおいて管内市町村の基本構想の作成状況を提供している例

＜奈良県＞

奈良県 ようこそ

トップページ 奈良県の紹介 くらし・環境 教育・人権・交流 保健・医療・福祉 しごと・産業 県政情報 県の組織

バリアフリー基本構想の策定状況について

奈良県のバリアフリー基本構想策定促進に関する取り組み

バリアフリー基本構想とは

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』第25条で、「市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。」と規定されています。

国土交通省「バリアフリーホームページ」  
国土交通省「基本構想作成予定等調査」

奈良県のバリアフリー基本構想策定状況

基本構想策定済み市町村は5市1町です。  
※国土交通省HPで公表されている、「基本構想作成市町村一覧」の「基本構想の受理状況」を記載しています。

（平成29年3月31日までに国土交通省に受理されたものを受理日の順番で記載しています。（）内は受理日）

市町村	策定状況
橿原市	大和八木駅、八木西口駅、歌橋駅 ……（平成22年6月28日）
葛城市	尺土駅、磐城駅 ……（平成22年11月24日）
大和郡山市	郡山駅、近鉄郡山駅 ……（平成24年6月27日）
香芝市	香芝駅、近鉄下田駅、五位堂駅 ……（平成25年6月7日）
奈良市	奈良駅、近鉄奈良駅 ……（平成26年7月4日）

＜東京都＞

東京都 都市整備局 Bureau of Urban Development

局の分野別 組織情報 探

防災 まちづくり 交通・物流 緑地・景観 建築・開発行政 米軍基地対策

区市町村別の計画一覧

計画名をクリックすると、計画書の公開ページへ移動します。（）内は策定年月。

	マスタープラン	基本構想
千代田区		<a href="#">千代田区交通バリアフリー基本構想 (H15.10)</a>
中央区		
港区		<a href="#">港区バリアフリー基本構想 (R3.7)</a>
新宿区	<a href="#">新宿区移動等円滑化促進方針 (R3.11)</a>	<a href="#">新宿区交通バリアフリー基本構想 (H17.4)</a>

- 東京都では、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、鉄道駅総合バリアフリー推進事業に要する経費の一部を東京都が補助する支援事業をおこなっている。
- 本事業において、移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の作成を補助対象としている。

### 東京都鉄道駅総合バリアフリー推進事業費補助金要綱（抜粋）

（補助事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ホームドア等整備促進事業、鉄道駅エレベーター等整備事業、**バリアフリー基本構想等作成事業**及び鉄道駅バリアフリースイレ等整備促進事業とする。

（補助対象経費）

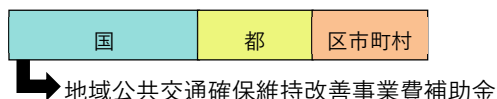
第 5 条 5 バリアフリー基本構想等作成事業に係る補助対象経費は、**基本構想及び促進方針の作成**に必要な経費のうち、知事が認める経費とする。

#### ■移動等円滑化促進方針

**補助対象者**：バリアフリー法第 2 4 条の 2 に規定する移動等円滑化促進方針を策定する区市町村

**補助対象経費**：促進方針の策定に必要な経費

**補助率**： 国 1 / 2、都 1 / 4、区市町村 1 / 4



**上限額**：2 5 0 万円（国費補助を受ける場合は、国費補助額の 1 / 2 以内）

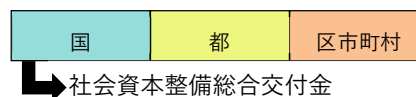
#### ■バリアフリー基本構想

**補助対象者**：バリアフリー法第 2 5 条に規定する基本構想を策定する区市町村

**補助対象経費**：基本構想の策定に必要な経費

①**補助率**：（社会資本整備総合交付金の場合）

国 1 / 3、都 1 / 3、区市町村 1 / 3



②**補助率**：地域公共交通確保維持改善事業費補助金の場合  
⇒左記、移動等円滑化促進方針と同様

- 大阪府では、市町村が基本構想を作成することを条件に、鉄道駅へのエレベーター整備費補助をおこなっている。
- この整備費補助によって基本構想の作成促進に一定の効果が得られている。

### 大阪府鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助要綱（抜粋）

（補助対象駅舎）

第 3 条 大阪府域内にある既存の駅舎で、バリアフリー法に基づく**基本構想が作成された地区内に存する駅舎**とする。

（補助対象経費）

第 6 条 補助対象施設を設置するために要した次の(1)から(3)に掲げる費用とする。

- (1) 補助対象施設購入費（エレベーターの購入費等）
- (2) 補助対象施設工事費
- (3) 設計・工事監理費（上記（1）及び(2)にかかる費用に限る）

（補助金の額）

第 7 条 補助金の額は、予算の範囲内において、かつ、補助対象経費にかかる市町村の補助する額以内とする他、補助対象事業者毎に次に掲げるとおりとする。ただし、算出した補助金額の千円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 大阪市高速電気軌道株式会社を除く事業者の場合補助対象経費に 1 / 6 を乗じて得た額以内とする。
- (2) 大阪市高速電気軌道株式会社の場合

補助対象経費に 102% を乗じて得た額の 80% に相当する額の 35% に相当する額に 1 / 2 を乗じて得た額以内とする。

## 都道府県による市町村への支援の事例（セミナーの開催） &lt; 奈良県 &gt;

- 奈良県では、近畿運輸局、近畿地方整備局と「奈良県バリアフリー基本構想作成推進セミナー」を共催し、バリアフリー基本構想の取組を推進している。
- このセミナーとあわせて各市町村に個別説明等を実施した結果、バリアフリー基本構想の作成が促された市町村があった。

## ■バリアフリー基本構想策定推進セミナー

地方自治体が作成するバリアフリー基本構想の取り組みを推進するため、近畿地方整備局及び府県と連携し、地方自治体のバリアフリー担当部門及び交通事業者を対象に、基本構想策定推進セミナーを開催しています。

平成26年度は、奈良県において、開催いたしました。

## ■奈良県バリアフリー基本構想策定推進セミナー

日 時：平成26年11月7日（金）14:00～16:30

場 所：橿原市役所内会議室・近鉄八木西口駅ほか

共 催：近畿運輸局、奈良県

出席者：奈良県内の市町村担当者 6市7町1村 22名

内 容：①講演

- ・当事者参加で進めるバリアフリー実践の経験を通じて（兵庫県立福祉のまちづくり研究所 北川 博巳氏）
- ・バリアフリー施策の取り組みの現状（近畿運輸局）
- ・橿原市バリアフリー基本構想の運営について（橿原市）
- ・奈良県内のバリアフリー基本構想に関する現状について（奈良県）
- ②橿原市バリアフリー化状況説明
  - ・鉄道のバリアフリー化について（近畿日本鉄道株式会社）
  - ・橿原市重点整備地区内のバリアフリー化について（近畿地方整備局奈良国道事務所）
  - ・橿原市重点整備地区内のバリアフリー化について（奈良県）
- ③バリアフリーウォッチング
  - ・基本構想策定後に整備された周辺道路及び八木西口駅の構内構外エレベーター等見学



近畿運輸局ホームページより

## 都道府県による市町村への支援の事例（ガイドラインの策定） &lt; 東京都 &gt;

- 東京都では平成28年に、区市町村・事業者のための心のバリアフリーや情報バリアフリーに向けた取組を促進するためのガイドラインを策定し、バリアフリー基本構想の取組を推進している。
- 東京都では「ガイドラインを活用して、都民をはじめ、区市町村や事業者とともに、すべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができる福祉のまちづくりをより一層推進していきます。セミナーとあわせて各市町村に個別説明等を実施した結果、バリアフリー基本構想の作成が促された市町村があった。」とHP上でアナウンスをしている。

## 【ガイドラインの掲載概要】

学校や地域における学習や事業者内での社員教育、障害者等の理解促進に向けた普及啓発等の心のバリアフリー、また、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・記号、多言語による対応等、様々な手段で情報提供を進める情報バリアフリーに向けた取組の考え方と効果的な事例を掲載



東京都ホームページより

## 3-7 マスタープラン・基本構想作成に係る助成制度

### ■ マスタープラン作成経費の支援（移動等円滑化促進方針策定事業）

「地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化促進方針策定事業）」とは、バリアフリー法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針を策定するために必要な調査の経費に対して支援するものです。

令和2年度予算より、移動等円滑化基本構想策定事業が創設されたことに伴い、名称が変更されています。

#### (1) 補助対象者

補助対象事業者は、バリアフリー法第24条の4第1項に規定する協議会の構成員である市町村とする。

#### (2) 補助対象経費

地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に必要な調査経費とする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| ・協議会開催等の事務費       | ・地域のデータの収集・分析の費用  |
| ・専門家の招聘費用         | ・住民・利用者アンケートの実施費用 |
| ・短期間の実証調査のための費用 等 |                   |

#### (3) 補助率

1/2（上限額 500 万円）

#### (4) 交付要綱・実施要領

下記のURLにて掲載しています。

国土交通省ホームページ

URL: [http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)

### ■ バリアフリー基本構想作成経費の支援（移動等円滑化基本構想策定事業）

「地域公共交通バリアフリー化調査事業（移動等円滑化基本構想策定事業）」とは、バリアフリー法第25条第1項に規定する移動等円滑化基本構想を策定するために必要な調査の経費に対して支援するものです。

令和2年5月のバリアフリー法改正により、新たに創設された教育啓発特定事業を含み、ハード・ソフト一体となった基本構想を作成する場合に、令和2年度予算より、作成経費を支援することとしています。

### (1) 補助対象者

補助対象事業者は、バリアフリー法第26条第1項に規定する協議会の構成員である市町村とする。

### (2) 補助対象経費

地域におけるハード・ソフト一体的なバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化基本構想（「公共交通特定事業」及び「教育啓発特定事業」が位置づけられる予定のものに限る。）の策定に必要な調査経費とする。

- |   |                   |                   |   |
|---|-------------------|-------------------|---|
| 〔 | ・協議会開催等の事務費       | ・地域のデータの収集・分析の費用  | 〕 |
|   | ・専門家の招聘費用         | ・住民・利用者アンケートの実施費用 |   |
|   | ・短期間の実証調査のための費用 等 |                   |   |

### (3) 補助率

1/2（上限額 500 万円）

### (4) 交付要綱・実施要領

下記のURLにて掲載しています。

国土交通省ホームページ

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei\\_transport\\_tk\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html)